
総研叢書……………第十集

それぞれのかがやき：LGBTを知る

—極楽の蓮と六色の虹—

はじめに

序論

- 一、はじめに
- 二、性的少数者とLGBT
- 三、LGBTに該当する人々
- 四、日本仏教における取り組み
- 五、まとめ

第1章 仏教・浄土教とLGBT

林田康順・中平了悟・工藤量導

- 一、LGBTの問題を我がこととして捉えるには
- 二、浄土宗の教義的立場からLGBT問題を考える

五

八

八

八

一三

一五

二〇

二三

二四

四六

三、教団としてLGBT問題や差別の問題と

どのように関わってゆくべきか

七二

コラム 当事者の言葉①—お寺に集う人々—

あなたの街の片隅で 妹尾陽

八六

お寺とLGBT 橋本竜二

九二

第2章 寺院とLGBT

今岡達雄・戸松義晴・石田一裕

一、はじめに

九七

二、戒名について

九九

三、仏前結婚式

一一一

四、おわりに

一三五

第三章 法要儀式における性差

袖山榮輝・西城宗隆・石田一裕・宮坂直樹

一、はじめに

二、仏教における性差

三、実際の儀式における性差

四、まとめ

おわりに

はじめに

浄土宗は念仏往生の教えを広め、儀式を行い、人々を教化育成し、教線を護持発展させることで、世界平和と人類の福祉に寄与することを目的とする教団です（浄土宗綱第二条第二項）。この目的を達成するためには、当然、様々な差別を許さず、あらゆる人権を守る態度が必要でしょう。

その証として「浄土宗21世紀劈頭宣言」の一つに「世界に共生を」という理念を掲げ、これを背景に「浄土宗21世紀人権アピール」を提示しました。このアピールの中で、浄土宗は、様々な人々の個性を尊重し、誰かの尊厳を傷つけたり、幸せになることを妨げたりする差別行為を許さないと誓いました。

また平成二六年には「浄土宗としての部落差別問題に対する考え」を発表しました。その声明は「私ども浄土宗僧侶は、宗祖の説かれた「愚者の自覚」に立ち返り「共生」の教えのもと、平等化他行を実践し、部落差別をはじめとする一切の差別を許さない教団として、地球上に住む全ての人々が自由で平等に生存する権利を守り、平和で豊かな社会を築いて行けるよう、手と手をつなぎ、その輪をひろげていくことこそが、わたしたちも教団が

果たさなければならぬ使命であり、教団を上げて取り組んでまいりたいと存じます」と結ばれています。要するに、浄土宗はお念仏の教えを大切にしながら、あらゆる差別を許さず、様々な人々を尊重するという価値観を大切にしています。

近年「LGBT」という言葉を耳にするようになりました。詳しくは本文に譲りますが、この言葉は、心と体の性が一致していなかったり、同性に対して性的な魅力を感じたりする方たちを総称するものです。そうでない人々と比較すると少数派であり、それゆえこれまでの社会のルールや通念には、そのような方々を想定せずに作られたものが多くあります。今の社会はLGBTの方々にとって生き難いところがあるということです。

現在、社会の中で様々な企業や行政が、そのような方々がより生きやすくなるような取り組みをはじめています。たとえば、法律的にはまだ認められていない同性婚を容認し、パートナーを法的な配偶者と同等の存在として位置づけることなどをその一つとしてあげることができま

す。そのような取り組みを個別に行っている僧侶やお寺もあると思いますが、これから取り組むべき課題というのが現状でしょう。本書は、浄土宗寺院や僧侶がLGBTの方々とどのように向き合い、共に生きていくかを考える一助として作成したものです。お寺が誰に

とつても足の運びやすい場所であり、またそこにいる僧侶がどのような人とも偏見なく接するためには、相応の知識が必要です。知らないことや理解の不足で、誰かを傷つけてしまうことがないようにという思いで本書を編集作成しました。本書をきっかけに、教師一人一人がより学びを深め、自分の中に偏見や差別の意識があるかないかを見つめなおしていただけたら、編集班として幸いです。

人権を大切にするということや、差別をしないということは決して難しいことではありません。お寺に来る一人一人としっかりと向き合い、相手の話に耳を傾け、その人そのものと向き合いながら接することができれば、お寺から差別がなくなるのだと思います。どうか本書がその一助となりますように。

平成三十年三月

浄土宗総合研究所 『総研叢書』第十集編集班

序論

一、はじめに

近年、新聞やテレビなどで「性的少数者」や「性的マイノリティー」あるいは「LGBT」という言葉を聞く機会が多くなってきました。自治体によっては条例を定め、そのような方々の人権を保障する取り組みをしています。本論に入る前に、性的少数者やLGBTという言葉の意味を知り、これまで行われてきた実態調査や行政の取り組みなどを紹介することで、これについての理解を深めるとともに、私たちにとっての課題の輪郭をつかんでおきましょう。

二、性的少数者とLGBT

まず「性的少数者」と「LGBT」という言葉の意味について考えてみましょう。ここではいくつかの定義を見てみます。

① 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

第1章総則 第2条

(7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。

②カリフォルニア大学バークレイ校のジェンダー公平資源センター (Gender Equity Resource Center)⁽¹⁾

- ・主流ではない性的指向や性的活動を有する人々
- ・性別が男性あるいは女性という多数派の範疇に分類されない人々、例えばインターセクシャルやトランスセクシャル

③千葉市男女共同参画センター情報誌「みらい」vol. 32

LGBTとは？

L.. Lesbian レズビアン 女性同性愛者

G.. Gay ゲイ 男性同性愛者

B.. Bisexual バイセクシュアル 両性愛者

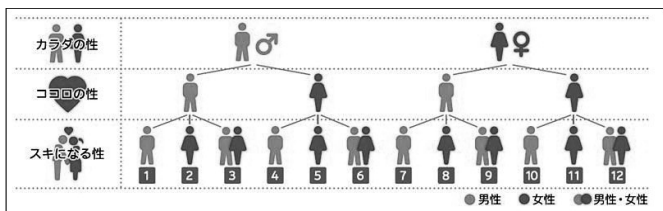
T・Transgender トランスジェンダー 〓 身体や戸籍上の性別に対して違和感があり、それとは別の性別として扱われたい、生きていきたいと望む人

この頭文字をとった言葉であり、性的少数者の総称のひとつです。

戸籍上の性別は、男性と女性のみであり、婚姻の相手は異性のみとされていますが、個人の性には多様性があり、単純に分けられるものではありません。

④ L G B T 調査 2015 (電通ダイバーシティ・ラボ (DDL))

本調査では、セクシュアリティを「身体の性別」、「心の性別」(自分は男だ、女だという性自認)、「好きになる相手・恋愛対象の相手の性別」の3つの組み合わせで分類し、DDL独自の「セクシュアリティマップ」(次頁図参照)を元に、ストレート(異性愛者で、身体と心の性別が一致している人) セクシュアリティである図内②(ストレート男性)と、図内⑩(ストレート女性)と答えた方以外をLGBT層と規定しています。



図は<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>より引用

性的少数者は英語のセクシャルマイノリティー (Sexual minority) の訳語であり、性的マイノリティーと言われることもあります。①②の定義は、この性的少数者がどの性別に対して性的指向を持つかということと、自身の性に対する違和感を持つものとしてとらえています。

④の電通ダイバーシティ・ラボの図を借りて説明すると、性的な多数派とは、体の性が男性であれば、心の性も男性であり、好きになる性が女性という分類と、体の性が女性であれば、心の性も女性であり、好きになる性が男性という分類のことです。性的な少数派 (＝マイノリティー) とは、それ以外の場合を指し、どのような性を好きになるかということと性自認の分類が、多数派と比較して少ない場合に当てはまる人々のことです。

LGBTはこのような性的少数者を示す一つの呼称で、②で説明されているようにLとはレズビアン (Lesbian)、Gとはゲイ (Gay)、Bとはバイセクシュアル (Bisexual)、Tとはトランス

ジェンダー (Transgender) を指します。レズビアンは性別が女性であり、好きになる性が女性の人々、ゲイはその逆に性別が男性であり、好きになる性が男性の人々、バイセクシュアルとは自身の性と同じ性でも異なる性でも好きになる人々のことで、この三つは性的指向による分類と言えます。トランスジェンダーは、出生時に割り当てられた性別が自認する性と一致しない状態を指し、性的指向というよりも性別 (＝ジェンダー、社会的性) に関わる分類です。両性具有や心と体の性が一致しない人々をここに分類しているといえます。さらにこの分類にインターセックス (Intersex) を加え LGBTI といったり、クエスチョニング (Questioning) あるいはクイア (Queer) を加え LGBTQ といったりもします。インターセックスは日本語では半陰陽と訳され、また両性具有などといわれたりしますが、身体的に男女の差を特定しにくい人の総称といえます。クエスチョニングは自分自身の性自認に疑問を持つ人、クイアは風変わりなとか、不思議などという意味の語ですが、性的マイノリティーを総称する言葉として用いられることもあります。

また S O G I (「ソジ」あるいは「ソギ」と読みます) という言葉も用いられています。S O G I は Sexual Orientation & Gender Identity の頭文字を取った言葉で、日本語では「性的指向と性同一性」などと翻訳することができます。性的指向と性同一性、つまりど

のような性別を好きになる傾向があるかということや、自分自身の性別をどのように認識しているかということはすべての人に関わることです。LGBTは特定の誰かに対する呼称となりますが、SOGIは人々すべてが持つ「性的指向と性同一性」という属性の総称です。SOGIの多様性を理解し、それを平等に扱うという事は、もちろんLGBTの方々を差別しないという事を含み、さらにどのような人間であっても誰かを好きになることや、自分自身の性の問題で差別を受けないと理解することができるでしょう。このようなSOGIに基づく差別をなくすための実例には、大阪府立大学が二〇一七年四月に策定した「大阪府立大学SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の多様性と学生生活に関わるガイドライン」があり、ここでは性的指向や性自認による差別や偏見がない大学を目指す旨が記されています。

三、LGBTに該当する人々

上の④でも紹介した、二〇一五年に電通ダイバーシティ・ラボが行った調査によるとLGBTに該当する人は7・6% (二〇一二年調査では5・2%) と算出されました。この調査ではL、G、B、Tそれぞれの割合は公表されていませんが、同年の総人口が約一億

二七〇〇万人であり、その7・6%は約九六六万人となります。またNHKが二〇一五年に行ったインターネット調査では「ウェブ回答方式をとっていたためか二〇代が最も多く、二〇代と三〇代だけで七割近くを占めています。一方で、割合はわずかですが六〇代、七〇代からの回答もあり、幅広い年代に当事者がいることがうかがえます」と指摘されるように、世代に関わらずLGBT当事者がいることが理解できます。⁽²⁾またこの調査では四七都道府県すべてから回答があり、全国各地に当事者がいることも指摘されています。LGBTの方々は我々と同じ社会に同じように暮らす人々であり、全国各地に一定数の方々がいます。

もちろん、そのような方にあつたことがないという人もいます。それはLGBT当事者の方々が身の回りにいないのではなく、それを打ち明けられない状況にある可能性があります。自分自身がLGBT当事者であることを、だれかに打ち明けることを「カミングアウト」といいます。NHKの調査では約九四%の人がこのカミングアウトをしたことがあり、残りはまったくしたことがない人です。この結果を国立社会保障・人口問題研究所室長の釜野さおりさんは「今回の調査は回答者が別の当事者や支援団体などですでつながっていて、そこからの声かけで、アンケートに回答した可能性が高く、SNSやネ

ットなどですでにカミングアウトしているという人が多かったのではないかと分析しており、カミングアウトをしたことのない方々の割合がもっと多い可能性を指摘しています。そして誰にカミングアウトしたのかを見てみると、最も多いのは「LGBTではない友人」が82・6%、次に「LGBTの友人」が78・8%となっています。家族に対してカミングアウトしたことがある割合は51・2%、近隣・地域には5%となっています。友人からLGBTであることを伝えられることがあっても、近隣・地域の一員としての寺院や住職に対してカミングアウトをする人は多くはありません。これは、私たちが気づかないだけで、お寺にもLGBTの方々がお参りにきている可能性は大いにあるのです。

四、日本仏教における取り組み

国連は二〇一五年に「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの人々に対しての暴力と差別を終わらせる」と題した声明を発表しました。この声明の中では「人権は普遍的なものであり、文化的、宗教的あるいは道徳的な実践や信念、また社会的な態度は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々も含めたいかなる集団に対する人権侵害を正当化

するものではない」と述べられています。また「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々は、性別、人種、民族、年齢、宗教、貧困、移住、障害、健康状態などの要素に基づいた様々な形の差別を含めた、幅広い差別や排除に直面している」とも指摘されています。³⁾これはどのような理由であつても人権侵害が認められないこと、しかしながら宗教も含めた様々な要因に基づく差別や排除に直面している人が存在することを示しています。

誰もが自分らしく生きることのできる権利を保障され、差別や暴力がない世の中は、住みよい世の中であるに違いありません。その逆に誰かを差別し、排除や暴力がはびこる社会は、多くの人々を生き難くすることでしょう。その意味でLGBTの方々が生きやすい世の中は、誰もが生きやすい世の中であり、同様にLGBTの方々がお参りしやすいお寺は、誰もがお参りしやすいお寺ということが出来るのではないのでしょうか。

それでは日本の仏教がLGBTの方々に対してどのような取り組みを行っているかについて、具体例を紹介しましょう。

同性婚に対する取り組み

京都市花園にある臨済宗妙心寺派・大本山妙心寺の塔頭寺院である春光院は、同性同士での結婚式を受け入れています。二〇一四年二月二日付のハフポストUSに「京都春光院同性カップルの結婚を手助け」(Shunkoin Temple In Kyoto Helps Japan's Same-Sex Couples Tie The Knot)⁽⁴⁾と題した記事が掲載され話題を呼びました。二〇一五年一月一日にはハフポストジャパンでもこの話題が取り上げられました。⁽⁵⁾海外からの同性結婚式を望むカップルを受け入れるとともに、日本人の同性カップルでも結婚式を挙げています。同寺は二〇一四年からホテルグランヴィア京都と提携し、LGBTのための仏前結婚式パッケージツアーを受け入れはじめました。ホテルグランヴィア京都の英語のホームページでは春光院を「日本で同性結婚式を行ったことを公式に発表した最初のお寺」として紹介しています。⁽⁶⁾

また築地本願寺では二〇一六年一月「パートナーシップ仏前奉告式」の名称で同性同士の結婚の儀式を行いました。⁽⁷⁾これに先立って浄土真宗本願寺派『宗報』二〇一六年九月号では「性的少数者の「儀礼としての結婚式」に関して」と題した記事を掲載しています。これは「パートナーシップ仏前奉告式」を執り行うにあたり、「性的少数者の「儀礼とし

ての結婚式」に関して検討」を行った報告です。浄土真宗本願寺派総合研究の丘山願海所長によるこの記事の結びには以下のように記されています。

性的少数者の「結婚」「結婚式」は性自認や性指向で苦悩する人びとの切実な課題のひとつである。我が宗門が、苦悩する人びと、小教弱者に寄り添うことを使命とするのであれば、「結婚」という法的な面で解決されていない現状であっても、例えば、先に見た渋谷区の「パートナーシップ証明」などにも倣って、「パートナーシップ仏前奉告式」を執り行うことに、教理的には問題はないであろう。

浄土真宗本願寺派が一つの具体例を通して、性的少数者をめぐる問題を主体的に取り上げ、それに対して「教理的には問題はない」という一つの回答を出していることは注目し値するものでしょう。

お墓について

東京都にある真宗大谷派の證大寺が埼玉県で運営する「森林公園 昭和浄苑」では、L

GBTのカップルの方々も対象として「&（安堵）」というお墓を提供しています。昭和浄苑のHPでは次のようにこのお墓が紹介されています。⁸⁾

&は、二人だけのお墓です。契約の際に、指定いただいた二人にお入りいただきます。個別性の確保された、二人のためのお墓です。

&は、二人の性別、間柄、国籍、宗派を問わない自由なお墓です。墓碑には、二人の俗名、没年月日、行年を彫刻いたします。

&は、継承、維持の必要がありません。のこされた方にも負担、不安のない安心のお墓です。建立、提供、管理のすべてを千二百年の由緒ある證大寺が行います。

この文章からもわかるように、すべてのの方々を対象にしたお墓です。その中にはLGB Tの人達も含まれ、安心して二人で入れるお墓としてメディアでも取り上げられるなど注目を集めました。

五、まとめ

これまでLGBTの定義や現状、また仏教における取り組みなどを紹介してきました。LGBTの方々、同じ社会に暮らし、生活をする普通の人々です。電通の調査による7・6%という数値は、私たちが気づかないだけで身近にいることを物語っています。お寺は多くの人が集まる場所であり、性別や障害などに関わらず誰もがお参りできる環境であることが望ましいことです。

先に紹介した浄土真宗本願寺派の『宗報』における報告は「性的少数者に関わる課題に対して、宗門は今後も積極的に意識改革を進め、性的少数者に寄り添う実践をさらに進めていくことが肝要であろう」と結ばれています。浄土宗においても性的少数者の問題について考え、そのような方々を念頭に置いたお話をすることや環境を整えることで、だれもが過ごしやすいお寺が実現することにつながることでしよう。

註

- (1) <https://campusclimate.berkeley.edu/students/ejce/geneq/resources/lgbtq-resources/definition-terms>

- (2) <http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/lgbt/>
- (3) http://www.who.int/hiv/pub/msm/joint_LGBTI_Statement_ENG.pdf?ua=1
- (4) https://www.huffingtonpost.com/2014/12/12/japan-shunkoin-temple-lgbt-wedding_n_6308052.html
- (5) http://www.huffingtonpost.jp/2015/10/16/lgbt-kyoto-syunkoin_n_8310962.html
- (6) <http://www.granviakyoto.com/rooms/special/2016/12/hotel-granvia-kyoto-creates-spectacular-gay-weddings.html>
- (7) 中外日報二〇一六年一〇月七日
- (8) http://www.joen.jp/lp_and/s_and/#and

■ 第1章 仏教・浄土教とLGBT

第一章 仏教・浄土教とLGBT

第一章は仏教とLGBTをテーマとして、工藤量導研究員（浄土宗総合研究所嘱託研究員・大正大学非常勤講師）が司会となり、林田康順先生（浄土宗総合研究所研究員・大正大学仏教学部教授・同学部長）と中平了悟先生（龍谷大学大学院実践真宗学研究科実習助手・浄土真宗本願寺派布教師）のお二人に様々な質問に答えていただきます。お二人の答えから仏教とLGBT、さらには浄土教（浄土宗・浄土真宗）とLGBTがどのように結びつくのかを考えてみます。

一、LGBTの問題を我がこととして捉えるには

Q1

工藤 そもそも仏教徒にとって、LGBTの問題はどのように捉えるべき内容だと考えていますか？積極的に関与してゆくべきものなのでしょうか、それとも少し慎重に考えて、今しばらく傍観しておいた方がよいもののでしょうか？仏教徒として、僧侶と

して、この問題について学ぶ意義についてお話を聞きしたいと思います。

中平　LGBT、性の多様性についての対応は、人権に関わる喫緊の課題として認識されています。社会的に大きな関心が向けられており、もはや取り組まないという選択肢はありません。それに加えて、私は、セクシュアリティの課題に関わることで、仏教者として、僧侶として、学ぶべきことが数多くあると感じています。

積極的に関わるべき理由としては二つあります。ひとつは現に生きづらさを感じている人がいらっしやるということ。それをほったらかしにするという選択肢はないということ。です。

もうひとつは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）と言われる方々だけの問題ではなく、私たち自身にとっても、性についての捉え直しをしなければならぬ状況になってきているということです。男と女しかないという認識、あるいはその「男」と「女」が明確に線引きされているという認識は、ある種の抑圧や、生きづらさを生じさせています。それを見直し、改めることはもはや社会的な潮流となっています。種々変化している認識・常識に対して、もし僧侶が旧態依然とした価値観にと

どまって、自身の語る言葉や考えの見つめ直しを怠ってしまえば、抑圧や苦しみを生む価値観への加担になってしまいかねません。あるいは、時代遅れのものとして、その言葉に誰も耳を傾けなくなるかも知れません。現代に生きる僧侶として、自分たちも正しく捉え直していくという学びの姿勢こそ重要ではないかと思えます。

工藤 社会的な潮流からみても、また僧侶としての生き方や考え方という立場からみても、やはり積極的に取り組むべき課題であるということですね。中平さん自身がこの問題に関心を持つようになったのはどのような経緯があったのでしょうか？

中平 私がこの問題に関わり始めたきっかけは偶然のことでした。龍谷大学で担当していた講義で、ある学生が「性同一性障害の治療のため」と書かれた欠席届を持ってきました。それを見た時に私は驚き、とまどってしまいました。どう反応したらよいかわかってしまって、「わからないところがあれば、個別に質問にきてね」「欠席した時間のプリントが必要であれば、渡すから取りに来てね」くらいのあたりさわりのない対応がせいぜいでした。大人数の講義でしたので、その後その学生さんと、個別に接

することはありませんでした。しかし、目の前に当事者が現れ、そのときに自分が戸惑ってしまったということがずっと引っかかっています。

ちょうど、それからしばらくして、当事者団体の方と知り合う機会がありました。

その方の講演を聞いたり、何冊も本を読んで知ったりする中で、これは宗教者として積極的に関わらなければならぬ課題だという思いが強くなっていきました。全く知らなかった当事者の方の苦しみ、そして私自身のセクシュアリティや、アイデンティティに対する問いも喚起されました。それが、自分のいるお寺・西正寺で二〇一六年六月に、LGBTをテーマにした「テラからはじまるこれからのハナシ。」という取り組みを実施する経緯にもなっています。

セクシュアリティについての学びや、当事者といわれる方たちとの交流は、僧侶としての私自身のあり方、考え方に対する照り返しがたくさんありました。他人事ではなく、自身のあり方、ものの捉え方を深く揺さぶられる経験が必ずあると思っています。

工藤 なるほど。当事者の方との偶然の関わりを通じて、実際にお話を見聞きする中で、

これは自分の身に引き寄せて、もっと仏教者として学ぶ必要があると考えるようになったわけですね。

中平　そうです。当事者の方が集まる交流の場に参加したとき、参加者の多くが当事者で、自分がある意味でマイノリティになるという場を経験しました。普段とは逆の立場、自分の当たり前が決して当たり前でない場を経験したというのでしょうか。そういう経験は、自分自身が見えていなかったものに気づき、生きている社会をあらためて見直す大事な契機であったような思いがしています。

工藤　確かに、普段マジョリティの側に属しているとなかなか意識しないようなことが、いざマイノリティの側に立って体感してみると、深く考えさせられる機会になりますね。それでは、林田先生はこの問題についてどのようにお考えでしょうか？

林田　私も傍観していてよいものではないと受けとめています。命を大切にし、多くの人々を幸せに導くことを使命とするのが仏教です。困っている方や悩んでいる方、苦

しんでいる方や悲しんでいる方がいれば、私たち僧侶はしっかりと学び、その解決に向けて努力し、啓発を進めていくことが大切であると考えています。

私が僧侶になる過程において、同和問題について詳しく学びました。知らないことばかりで、講義を通じて、あるいは、仲間と話し合い、同和問題がいかに大きな人権問題なのかを学ばせていただきました。そうした中で、人権に関わる問題は、日ごろの生活の中で、言葉遣いひとつにも充分に気をつけるべきことを学びました。特に人権問題については、知らないということ、学ばないということが実は大変な罪なのだということをあらためて感じています。そうしたことから、このLGBTの問題も浄土宗として広く啓発活動に取り組み、ひとりひとりの僧侶が学びを深めていくことが大切なことであると考えています。

自身の経験について紹介します。私は、大学の教養科目として、十年以上にわたって生命倫理の講座を担当しております。そこでは主に生殖補助医療、脳死・臓器移植、あるいは、尊厳死・安楽死について講義をしています。講義の終盤では学生に発表をしてもらいます。学生個々の希望で発表のテーマを決めてもらうのですが、毎年、必ずといっていいほど同性愛を取り上げて学生が発表してくれるのが驚きでした。

同性愛を取り上げてくれた発表者は女子学生が多いのですが、中学生、あるいは、高校生の時に同性の同級生に告白され、その場ではあまりに突然のことで返答に困ってしまったという思いが、ずっともやもやしていて、私の講義の中で発表する機会があったので調べて発表してくれたということでした。

工藤 なるほど。生命倫理という授業テーマにこの問題が結びついたのですね。

林田 そうです。私の講義は、生殖補助医療など、生命倫理の各トピックの学びを通じて、ひとりひとりが命の大切さに対して考えを深めてもらうというのが学生に伝えたい大きなテーマです。そんな私の講義を通じて、学生が中学生・高校生のときの同性からの告白という衝撃的な経験を思い出し、まさにこれこそ命の大切さ、命の重さにかかわるテーマであると感じ取ってくれたのでしょうか。講義を担当する者としては、そうした反応はとてもありがたいことで、学生達の発表を通じて、私自身も実に多くのことを学ばせていただきました。

こんな経験もありました。数年前、とてもボーイッシュな女子学生が、性同一性障

害について発表したいと言いにきてくれました。彼女の話を聞いてみると、彼女は女性として生まれてきたのですが、物心つく頃から、自分の心は男性だということに気付いたということです。そして、ご自身の心の葛藤や思い通りにならない辛い経験を語ってくれました。彼女は、大正大学の学生さんでしたが、大学を横断するLGBTのサークルに入っており、その活動についてまとめてくれました。そして、そのサークルの中ではじめて、性的な面で気兼ねなく、自由に友人と交流することができるようになったと発表してくれました。

こうした経験を経て、LGBTの問題は、まさに命の問題であり、人権の問題に他ならないことを痛感しています。ですから私たち浄土宗僧侶は、仏教者として、その問題を積極的に学び、正しい知識を身につけて、適切に対応していくことが非常に大切な事だと考えています。

工藤 ありがとうございます。浄土宗としては、過去に同和問題や部落問題で差別をする側にまわってしまったという反省があり、以後それらの人権問題に対しては、宗派声明「浄土宗としての部落差別問題に対する考え」（平成二六年九月一九日 浄土宗

務総長 豊岡鎌尔)の中で「私ども浄土宗僧侶は、宗祖の説かれた「愚者の自覚」に立ち返り「共生」の教えのもと、平等化他行を實踐し、部落差別をはじめとする一切の差別を許さない教団として、地球上に住む全ての人々が自由で平等に生存する権利を守り、平和で豊かな社会を築いて行けるよう、手と手をつなぎ、その輪をひろげていくことこそが、わたしども教団が果たさなければならぬ使命であり、教団を上げて取り組んでまいりたいと存じます」と述べるように、積極的に取り組む姿勢をみせてきました。

しかしながら、LGBTの問題はここ十年ほどで急激に顕在化してきたものだと思いますので、これからのように向き合い、取り組んでゆくのが課題になるでしょう。

中平 林田先生がおっしゃる通り、セクシュアリティ、LGBTの課題については、人権にかかわることとしてとらえられるべきだと思います。差別の問題、人権の問題であるというご指摘、その通りだと思います。ただ、一方で、性的なあり方については、まだ「差別」や「人権」という文脈で捉えられていない面があるという現実、正しく

理解されていない現実があります。

過去に、同性愛については、「精神的な疾患」とか、「一時的な異常」であるというような誤った理解がされてきました。今日では、国際的にそれが是正され、人のあり方の一つ、多様な性のあり方が「異常」や「病氣」ではないと明確にされています。つまり、歴史的に「人権」の問題と意識されてこなかった経緯があるということも、踏まえておかないといけないと思います。

実際に、現在でも、「同性への恋愛感情は矯正や治療が可能なものだ」という誤解にさらされることもあります。まだまだ多くの人が、悪意なく、そういう認識や言葉、態度を示したりしている現実があります。当事者はそれらに苦しんだり、生きづらさを抱えたりしています。

今を生きる私たちは、このセクシュアリティ、性的なあり方を、「病氣」や「異常」ではない、あるいは、「趣味趣向」といったものではないという認識をきちんと持たなければいけない。人のあり方に関わることなのだ、人権に関わることならのだという認識を立ち上げるためにも、正しく理解することはもちろん、これまでの誤解や誤りも含めて知っておくことも大切だと思います。

工藤 日本の教育現場では、どの程度LGBTについての学びを進めているのでしょうか。たとえば、自分の好きな人が同性の仲間だったと思春期に気づいたとき、彼等・彼女等の心の動揺や葛藤を受けとめるため、学校ではどのような対応がなされているのでしょうか？

中平 学校現場に関していえば、これまでに文科省がいくつかの通達を出しています。例えば平成二二年には、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」、平成二七年には、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」です。これらに、LGBTの子どもたちへの対応が示されています。条文には「性的マイノリティ」という表現があり、性同一性障害に限らず、LGBT全般の子どもたちに配慮するような施策であると見ることができます。

しかし、そもそも異性間の恋愛ですら、学校できちんと対応する、あるいは正面から向き合う、取り扱うということがどれほどされているでしょうか。ましてや同性愛やバイセクシュアルの当事者の悩みなどにいたっては、というのが現状ではないでし

ようか。そういう意味では、マイノリティに限らず、性別、性、恋愛について、どのように語り、どのように向き合うのかを考えなければ、適切なサポートはできないように思います。

工藤 制服やトイレの問題など、学校にはジェンダーを意識させるもの、男女の区別をはっきり迫るものが多いですね。私たちが想像する以上に、当事者にとっては苦しい状況があるのだと思います。トイレに関しては、男性、女性、どちらでもないもの、が必要なかもしれませんが、そのことで、「認められた」と思うかもしれないし、逆に「目立ってしまう」という懸念を感じてしまう場合があるかもしれません。後の章でも取り上げられていますが、戒名においても同様の問題が出てきており、第三の立場を作ることとはかえって差別の痕跡を残すことになるのではないかという問題もあるようです。

いくつかの関連図書や当事者の手記などを読んだ時に感じたのは、当事者の皆さんはアイデンティティの問題にとっても苦しんでいて、とくに学校生活を過ごす若年層の段階で「いったい自分は何者なのか」と問い続けていること、そして当事者の方がし

GBTの知識や情報にアクセスする最初の接点が図書館であることが少なくないのだなということでした。図書館に置かれた本や資料を読みこんで、ようやく自分自身のセクシュアルなあり方が異常ではなく当たり前のことなのだという事に気づき、少しずつ知識を広げて自信をつけ、後に仲間をみつけてゆくきっかけになってゆく。今はインターネットの時代ですが、ネット上の情報は不正確なものや間違いも多く、場合によっては心を強く痛めるような無責任な書き込みも少なくありません。やはり、出版された書籍というのは、一定の信頼感を保持する重要なもので、それが公共の場に置いてあるというのは非常に大切なことだと思えます。ここ十年ほどは関連図書が出版が相次いでいるようで、これはとても心強いことだと感じます。

それから、LGBTの方の人数は、日本で5%。世界的に見れば3〜10%と大変多いですよ。はじめてこの数字を聞くとたいいの方は驚かれます。つまり、日本には少なくとも六〇〇万人ほどいらっしゃることに、日本で一番多い名字の「佐藤・鈴木・高橋・田中」を合わせた数にあたるそうです。左利きや血液のA型よりも多いともいいます。そしてこの人数は、浄土宗の檀信徒のほぼ総数でもありますね。これだけの人数が昔からおられたにもかかわらず、長い間ほとんど語られることがな

かったという事実は重いと感じます。

以前、中平先生に薦めていただいた毎日新聞「境界を生きる」取材班『境界を生きる―性と生のはざま』（毎日新聞社、二〇一三年）という本に、六〇歳の方から「夫には死ぬまで絶対に告白しません。母と私だけの秘密です。この苦しみから解放されるのは、死んで茶毘に付されるときでしょう」という内容の手紙が取材班に届いたというエピソードが書かれていました。いつの時代でも一定数のLGBTの方がいたとすれば、過去にも多くの当事者がいたはずですが、今よりずっとカミングアウトが難しい時代に、ずっと苦しんでこられ、そのことを黙ったまま生を終えてゆかれた方もたくさんいらっしやったのかなと思います。お寺に通ってくださっているお檀家さんの中にもこういういった方々はきつと少なくなかったことでしょう。そう考えれば、これは新しく出てきた差別問題ではなく、知らず知らずのうちに、私たちが差別し、傷つけてしまったことが多々あったかもしれないのです。決して他人事ではない問題だと認識することが大切ではないかと思います。

中平　そうですね。今、当事者の割合、数の問題を提示頂きました。かなりの当事者がい

らっしゃるにちがいない、という視点は大事だと思えます。それと同時に、私は、宗
教者としては、きちんとそういった数値的な現状を踏まえておく一方で、数や経済的
な文脈を超えた視点を持つ、あるいは提示するという役割があるのではないかと思っ
ています。

今おっしゃったように、LGBT当事者の割合として、人口の5%とか、7%とい
う数字が示されています。日本では、六〇〇万人にはなるだろうと。また、経済誌
『東洋経済』が先年、LGBT関連の消費について、六兆円に及ぶ市場規模があるだ
ろうと試算しました。「レインボー消費」などともいわれ、注目されています。ある
いは、オリンピック憲章に盛り込まれたり、海外の企業ではサプライヤー基準の一つ
として、対応が取引企業になるにあたって必須の事項であったりということが起こっ
ています。

それは、「5%、非常にたくさんさんの当事者がいるじゃないか」という数の問題であ
ったりとか、「六兆円、この経済的なチャンスを見逃すわけにはいかない」という経
済的な動機づけであったりというモチベーションで社会が動いていく、動かなければ
いけない、そういう文脈で語られることにもなります。実際に社会を動かすのは、そ

のようなインパクトが必要なだろうと思います。また、当事者の方が、自分たちの存在を認知させる、社会を動かすテコとしては、大いに用いるべき情報だとも思いますが。ただ、宗教者は、それとは異なる文脈で、動機を語ることができるのではないかと、語らなければいけないのではないかと、とも思っています。

生きづらさの問題は人数や経済規模ではないということです。ただ単に、隣にしんどい人がいれば手を差し述べるといふこと。何人いるからではなく、それがたとえひとりであつても、生きづらさを抱えていらっしやる方がいれば、そこに向かつていかなければいけないのではないのでしょうか。経済や数の論理だけではない、もっと人間的に大切なものがあるのではないかという訴えができる言葉を宗教者はもたなければいけないのではないかと、思います。

Q2

工藤 両先生とも大学での学生指導の中で、当事者の方との接点を持たれたという話がありました。他にもLGBTの方で知り合いがいたり、悩みごとを相談されたりするなど、身近なところで関わった経験がありますか？

中平 私は所属寺院、西正寺で「テラからはじまるこれからのハナシ」、略して「テラハ」というイベントを開催しています。お寺で社会課題を考えるイベントです。このイベントの立ちあげ自体にも、このLGBTへの関心が大きく影響しています。その二回目にLGBT、セクシュアリティをテーマに開催しました。すでに交流があった「虹色ダイバーシティ」という性的マイノリティがいきいきと働ける職場づくりをめざして、調査・講演活動、コンサルティング事業等を行っているNPOの代表の方に講演に来ていただきました。そのときに、近隣の地域や遠方からも当事者が参加され、それをきっかけに、交流が始まった方たちがいいます。その後のお寺のイベントやメール、ネットを通じて交流や意見交換も続けております。

テラハでセクシュアリティを扱ったことによって、お寺が性に関して多様な場になる可能性が開かれたように感じています。お寺で実施した一般対象の交流会や、忘年会のような行事にも、継続的に来てくださる方もいます。お寺が、老若男女さらには、「男女で括れない人も来てくれている」と言えるような、多様で開かれた場所になりつつあることを、とてもうれしく思っています。

工藤 檀信徒の方々は中平先生の活動について理解して下さっているのですか？

中平 はい。まったく反対はありませんでした。お寺でどのようなことができるか、ということについてはそれぞれのお寺の歴史的な経緯、地理的な特性にもよると思います。西正寺に関しては、祖父・父が檀家、地域の方たちと、日頃から親しく、気心が知れた交流をしていたことも大きかったと思います。テラハについても、何かがんばってやっているな、と見てくださっているようです。チラシをお配りすると、「大事なことだな。しないといけないことだな」と何気なく返してくださる言葉に勇気づけられたりしています。

工藤 皆さんがそのようなオープンに受け入れてゆく雰囲気を持っているれば、もしかしたら檀信徒の方からのカミングアウトもあり得るかもしれませんね。

中平 そうですね。カミングアウトされる相手としてまで信頼いただけたら、それは大変

うれしいことだと思えます。ただ、一方で、必ずしもカミングアウトまでできなくても良いと思っています。どれだけ理解があったとしても、地域のお坊さんに言うのはリスクがあると思います。カミングアウトの相手になれなかったとしても、目の前の僧侶が、抱えている悩みや人権について、少しばかりでも理解があるということを知ってもらっただけでも意味があるのではないか、と思っています。

工藤 檀信徒や一般の方と同じように、僧侶の中にも当事者の方がいらっしやる可能性がありますね。修行道場の中にもそういった問題やリスクを抱えながら入行されている方もいらっしやるのではないかということですが。

林田 まさにその通りです。数年前のことでした。毎年担当しております大本山増上寺で行われる伝宗伝戒道場の宗脈の教誡を終えた夜のことです。行係の方から相談を受けて、行僧のひとりと一時間ほど面接をいたしました。実はその方はLGBTの男性でした。その方は、LGBTの自分が、伝統的な浄土宗の僧侶、そして、ゆくゆくはお寺の住職になっても良いのだろうかとか葛藤しておられたそうです。そして、いよいよ

修行の最終段階である各種の道場をこのまま受けて、はたして良いのだろうかという悩みを吐露してくれたのです。

そんな悩みに対して私は、「まったく問題ありません。これまであなたがしっかりと学んでくれたように、阿弥陀様は、救いを求めるすべての方々を分け隔てなくお救い下さいます。そして、そんな阿弥陀様の救いを正しく受けとめて、あなたご自身が浄土宗の僧侶になってお念仏の教えを伝えていただくことを、阿弥陀様や法然上人はとも喜んでくださることでしょう。ですから、どうぞこれまで修行を進めてこられた仲間とご一緒に行を成満してください」とお答えしました。その方は、無事、伝宗伝戒道場を成満されて、立派にご活躍されています。

工藤 L G B Tの問題は個人としての悩みだけではなく、カップルとしての悩み、すなわち結婚やパートナーなどの制度的な問題もあろうかと思えます。この点はいかがでしょうか。

中平 日本はこの問題において、特に先進国といわれる国の中では対応が遅れているとさ

れています。例えば、G7の中で同性婚あるいはそれに準ずる制度がないのは日本だけです。もつとも結婚という制度自体が望まれているのか、そこに近づければよいのかということも考えていかななくてはなりませんので、一概に制度ができればそれよいとはいえないとも思ってもおきます。しかし、具体的にだれがどのような困難に直面しているのか、それを乗り越えるにはどのような制度があるのかを考えることは必要だと思えます。

例えば、一部の自治体で施行されている同性パートナーシップ。これが、どうしても必要とされるかご存じでしょうか。例えば、切実な場面の一つは病院です。事故や病気で、家族以外は面会謝絶となった時、今の制度では同性のパートナーは病室に入れません。しかし行政が出しているパートナーシップの証明書があれば家族と同等の対応が期待できます。あるいは、住宅を借りたり、買ったりする場合も、賃貸契約やローンの契約等上でも、不利益を得ないような対応が期待できます。

あるいは、パートナーが不意に亡くなって、その亡くなった方が残された同性パートナーを経済的に支えていたとする、しかし、残された方には、その方の遺産を相続する権利が今の制度には保障されていません。つまり、同性間の財産の相続に関する

問題ですが、実際にどのような対応がなされているかご存じでしょうか。多くのケースで財産の相続を想定して、養子縁組の制度が使われています。法律的に「親子」となって、法的に家族関係を成立させるといような、いわば抜け道的な対応がとられています。これは制度が現状に追いついていないという一例ではないかと思えます。

異性間では、「婚姻」といった関係はもちろん、いわゆる「内縁」、「事実婚」といった制度上の届け出をされていない関係であっても、社会的には「婚姻に準ずる関係」として、多くの権利が認められています。つまり、法律的云々、以前に、異性カップルでは、当然のこととして、場合によっては権利として意識されることすらないことがらが、同性カップルには、全く認められてはいなかったという状況がありました。

近年では、保険や携帯電話、あるいは不動産関係の企業が、同性パートナーにも、それまで家族を対象として扱っていたサービスや商品を提供するという動きがあり、改善が進んでいます。

特に二〇二〇年に東京オリンピックが開催されること、そしてその準備や対応が大きな転機になるのではないかと期待されています。二〇一四年一二月、国際オリンピ

ック委員会が「オリンピック憲章」に、「性的指向による差別禁止」を盛り込みました。これがオリンピックの開催にあたって、開催国はもちろん、パートナー企業にも大きな影響を与えています。LGBTに対する差別がある国や企業は、オリンピック開催地としては不適切という判断を下されます。オリンピック開催国としてふさわしい対応を、またオリンピックのスポンサー企業としてふさわしい対応とサービスを、それぞれが今求められていることが、このLGBT施策のあり方を見直す動因の一つとなっています。

二、浄土宗の教義的立場からLGBT問題を考える

Q1

工藤 仏教は、インドにおいてカースト制度などにもとづく女性蔑視の風潮がある中で、それまでのあり方に比べれば平等を積極的に説いてきた一方で、女人は成仏できないというように女性を差別する視点がまったくないとも言いません。浄土教はどういう立場で考えてきたのか、大きな思想的な流れをお聞きしたいと思います。

林田 そもそも、お釈迦様ご自身は、バラモン(宗教的司祭者)・クシャトリア(王侯貴族)・バイシャ(庶民)・スードラ(隷属民)という四種のカースト(身分制度)に基づく差別を認めず、これら四種のカーストの平等を主張され、自分の上下にかかわらず、その教えをお説きになりました。ですから仏教教団においては、どんなにカーストの下の方であっても、修行を始められたのが一日でも早ければ上座につくという平等の原則があります。お釈迦様は、さとり境地の達成は、生まれによって左右されるものではなく、その人の行為によることを説いておられます。まさにこれこそお釈迦様の教えの根本であり、仏教の基本的立場ということができます。

男女の異なりについても、お釈迦様は女性の出家を認められ、さとりを目指すことにおいて男女の違いがないことを明らかにされました。ただし、形式的なことについてはいささか対応を異にしています。例えば、『四分律』においては、男性の修行者である比丘は二五〇戒、女性の修行者である比丘尼は三四八戒が定められています。しかし、こうした異なりは、男女に差別を設けているからというわけではなく、仏教教団としての全体的な規律を保つためであり、なんといっても比丘・比丘尼の双方から修行の妨げを除き、彼等・彼女等が速やかにさとりを目指すことができるための方

策に他なりません。

ところが、インドのバラモン教などにおける根強い女性蔑視の考え方の影響を受け、仏教の経論の中にも次第にそうした説示が散見されるようになります。有名なものとして、五障三従という考え方があります。五障とは、女性のもつ資質や能力の限界から、女性には到達できない境地が五種あるとされる考え方で、梵天・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏の五つがそれにあたります。三従とは、女性の生涯を三期に区分した上で、年少の時は父に、結婚後は夫に、年を重ねた後は息子に従うべきであるとする考え方で、女性は男性に従属するものという、当時のインド社会の実情が色濃く影響されたものと考えられています。

そうした状況にあって、例えば、『法華経』の「提婆達多品」には「变成男子」とあり、女性はいったん男性になってさとりを開くことができると説示され、女性差別の温存があると指摘されています。一方で、研究者の間では、こうした記述は、經典成立当時のインド社会においては、女性差別を温存しながらでなければ、すべての人々がさとりを開くことができるのを効率的に説き得なかったからであるとも指摘されています。

そうした仏教が、中国・朝鮮半島を経て日本に伝来しました。そもそも奈良時代前期までのわが国においては、男女の差別はなかったのではないかと研究者によって指摘されています。しかし、その後、古代から中世に時代が進むにつれて、血を嫌悪するなどという神道における忌みの考え方が次第に浸透するようになりました。さらに、神道と仏教が習合することによって、仏教にも忌みの考え方が伝播し、女性に対する差別の考え方が醸成されていくようになります。法然上人の時代になると、例えば、朝廷が著名な神社に向けてさまざまな忌みの期間を問い合わせ、それをまとめた『諸社禁忌』という書が編纂され、あるいは、延暦寺や高野山など、名だたる大寺院が女性を入山禁止とする女人禁制の制度を採用するようになっていたのです。

そうした女性蔑視の時代の中で法然上人は、どのようにお念仏の教えを説かれていたのでしょうか。法然上人の女性に対する教化の姿勢は、建久九（一一九八）年に撰述された『選択本願念仏集』（以下『選択集』）以前と以後とに大きく二分されます。

まず、選択思想を確立される以前の法然上人ですが、文治六（一一九〇）年に東大寺で「浄土三部経」を講説された時の講義録において、「延暦寺や高野山などに女人禁制の制度があるが、阿弥陀様の救いの働きは、女性も対象とされており、そのため

に阿弥陀様は、ご自身の四十八願の中、第三十五願に次のような『女人往生の願』を立てられたのだ」と説示されます。その女人往生の願には、「私（法蔵菩薩）が仏（阿弥陀仏）となったならば、あらゆる世界の数限りない仏の世界に住む女性たちが、私（阿弥陀仏）の名を聞いて、大いに歓喜してさとりを求める心をおこし、女身を厭うならば、その命を終えた後、再び女性の姿に生まれ変わらないようにしよう。もしそれが叶わなければ私（法蔵菩薩）は仏とならない（もし我、仏を得たらんに、十方無量不可思議の諸仏世界に、それ女人あつて、我が名字を聞きて、歓喜信樂して、菩提心を発し、女身を厭惡せんに、壽終の後、また女像とならば、正覺を取らじ）」とあり、特に女性を取り上げて、女性の姿から男性の姿にさせよう（転女成男）と誓われているのです。しかし、こうした誓いは、先ほど言及した『法華經』の一節と同じように、女性差別の温存と指摘されています。つまり、女性と男性を相対的に比較して、男性よりも女性の方が劣っているから、特に女性のためだけに誓いを設けているのだというのです。なるほど、女人往生の願に基づいて女性の救いをことさらに説くのであれば、それはどこまでも相対的な平等に留まっているということができます。

一方、浄土宗第一の聖典である『選択集』、そして、それ以降のご法語では、今言

及した女人往生の願は小さい影を潜めるようになります。そして、それに代わって法然上人は、すべての衆生が平等に救われることを誓われた第十八願、念仏往生の願に基づいて救いの働きを縦横に説かれるようになるのです。

例えば、『津戸の三郎へつかはす御返事(九月一八日付)』では、「そもそもお念仏の行は、智慧のある人、智慧のない人にかかわるものではありません。阿弥陀さまがその昔、法蔵菩薩としてご修行されていた時にすべての人々をもれなく救おうとして誓われた本願の行です。ですから、智慧のない人のためにお念仏を本願の行とされ、智慧のある人のために他の深遠な行を本願の行とされたわけではありません。すべての人々のためであり、それには幅広く、智慧のある人も智慧のない人も、罪のある人も罪のない人も、善人も悪人も、戒を守る人も戒を守れない人も、身分の高い人も身分の低い人も、男性も女性も、お釈迦様がいらっしゃった時代の人も、お釈迦様が入滅された後の人も、さらには末法の時代が過ぎて仏法僧の三宝がみな滅んでしまうであろう時代の人々も、すべてが含まれるのです(念仏の行は、もとより有智無智にかぎらず、弥陀のむかし、誓いたまいし本願も、あまねく一切衆生のためなり。無智のためには念仏を願じ、有智のためには余のふかき行を願じたまえる事なし。十方衆生

のために、ひろく有智無智、有罪無罪、善人悪人、持戒破戒、貴きも賤きも、男も女も、もしいは仏在世、もしいは、仏滅後の近來の衆生、もしいは釈迦の末法万年ののち、三宝みなうせての時の衆生まで、みなこもりたるなり」とお示しになり、さまざまな対比の中、「男も女も」と男女の性差を超えて阿弥陀様は救いの働きを施されることを明らかにされています。このように阿弥陀様の第十八願、念仏往生の願に基づく救いの働きは、相対的な平等に留まるものではなく、一切衆生の平等の救済を明らかにされたものであり、絶対的な平等に昇華されたものなのです。

また、女性との問答であろうと推測される『一百四十五箇条問答』の中でも法然上人は、「仏教には忌みという事なし」「仏法には忌まず」「仏教には、忌みという事候わず」などと回答されており、女性蔑視に結びつく、その当時の差別的な考え方に対して、徹底して浄土宗の立場とは異なる、いや仏教の立場とも異なると回答しておられるのです。

なるほど法然上人当時、LGBTという概念こそありませんが、法然上人にとって、阿弥陀様の救いのはたらきは一切衆生に平等に及ぶものであり、仮に法然上人が現代にいらっしやったらば、LGBTを理由として阿弥陀様による救いの働きに相違が

生まれるはずはない、と終始一貫して説き続けられることでしょう。

工藤 仏教、そして浄土教の大きな思想の流れを説明くださり、ありがとうございます。
それでは親鸞聖人、そして浄土真宗の立場はどういったものでしょうか。

中平 浄土真宗も同じく、阿弥陀如来の願いによっていかなる人も救われていく、という教えであるのは一致しています。老若男女も問題なく、善人でも悪人でも問題なく、等しく阿弥陀如来の願いによる救いの対象とされます。ただ、一方で浄土真宗では同時に「自己の救われ難さ」というものも強く語られていると思います。私が大学の時に教えて下さった先生のお一人は、そのことを、「法然上人が『一切衆生の救い』と語られた教えを、親鸞聖人は、『親鸞一人がためなりけり』と受け取っていかれた。一番救われ難い私（親鸞聖人）自身の救いがそこに説かれているのだと受け取っていかれたのではないか」とお話くださっていました。一切衆生の救いであると同時に、「私一人がため」という、もつとも救われがたい私を対象として、絶対の慈悲、無条件の救いの願いを説かれているということを私自身は意味あることとして受け取って

います。

浄土真宗は、弥陀の救いと同時に自己の救われ難さ、自己の迷いの深さも照らし出される教えと受け止めています。この教えが、いろいろな問題に向き合っていくとき、私の姿勢の基本にもなっているのではないかと思うこともあります。

Q 2

工藤 法然上人の一枚起請文に「尼入道の無智の輩に同じくして、智者の振る舞いをせずして、ただ一向に念仏すべし」とありますが、これは「女性でさえも救われる」というニュアンスを含むものなのでしょうか？人づてにですが、あるLGBTの方がこの部分を読んだときにそのように感じたというように聞きました。私たちは当たり前のように読んでいましたが、そういう捉え方もあるのかと気づかされましたが、この点はいかがでしょうか？

林田 先程も申し上げたように、女性で「さえも」という捉え方は、女性は男性よりも劣っているという意識が前提になっており、そうした救いは相対的な平等に留まるもの

と言えるでしょう。

工藤さんがおっしゃるように、私も、ある尼僧さんたちの集まりでは、この一節を飛ばして拝読していると聞いたことがあります。ただ法然上人の教えは、決してそうした相対的な平等に留まるものではありません。すなわち、ここに説かれている「尼入道」とは、夫に先立たれた女性が、さまざまな悲しみや苦しみを経て法然上人の教えに出会い、「お念仏をすれば阿弥陀様が必ず救ってくださる」、「阿弥陀様のお浄土で夫を含めた先立たれた大切な方々と必ず再会を果たすことができる」というお念仏の教えの尊さを体得されて、ただひたすらお念仏を称えるようになられた方を指しています。ですから、『一枚起請文』の該当箇所を受け止め方としては、「さえも」ではなく、そのような方「こそが」救われるということになりましょう。そして、たまたまそれが性別でいえば女性であったということに過ぎません。

言ってみれば、ここで法然上人が言及されている「尼入道」は、私たち念仏行者の目標であり、鑑なのです。法然上人は、「あの尼入道を鑑として、ひたすらお念仏に励みなさい」とお示しなのです。「さえも」ということではなく、「こそが」として、この「尼入道」のくだりは受けとめるべきなのです。

工藤 ご回答ありがとうございます。浄土真宗では浄土宗よりもさらに女性教師の数が多く、こういった視点にも敏感かと思いますがいかがでしょうか？

中平 そうですね、私どもの浄土真宗本願寺派のことしかわかりませんが、男性ほどではないですが、女性の方でも得度をされ、教師資格を取得される方はいらっしゃいます。そういう女性僧侶、女性教師は決してめずらしいことではないという認識でいます。

男女ということであれば、従来「坊守は『住職の妻』がなるもの」とされていましたが、近年、制度が見直され、「『女性住職の配偶者』や、寺族であれば、坊守となれる」となりました。つまり、住職はもちろん、坊守も男女問わずなれるもの、とされるようになりました。しかし、現実にはまだまだ男性中心の社会や価値観の中にあるという自覚もあります。反省が必要だと感じています。

Q 3

工藤 人間を性別で分類呼称する時、もはや老若男女という分類ではカバーしきれないと

いう点は理解が進んでいると思いますが、実際のところはLGBTという用語にもおさまりきらないほど多様な性差があります。浄土教の人間観の立場からはこれをどのように捉えていったらよいのでしょうか？

中平 二つの点からお答えしたいと思います。一点目は、浄土教の教義・人間観をもって、相手を裁く、あるいは規定していくという態度が果たしてよいことなのだろうかという疑問です。個人的な考えですが、教義をもって人を規定していくのではなく、私たちが浄土教の人間観として解釈してきたものを、むしろLGBTの方々と同じく、私たちがLGBTの方々に再解釈や、問い直しを迫られていると感じています。つまり我々がLGBTの方々に教義によって裁いたり判断するというのはもってのほかで、逆に、我々の持っていたものを問い直させられるという見方が立ち上がってくると思うのです。

そもそもセクシュアルマイノリティといわれる方たちは特別な人間なのでしょうか。性的な在り方が多数派と異なるという点のみが強調されていますが、それをもって「特別な人」、「いままでにいなかった人」であるかのような存在として立ちあがらせている認識が問題ではないかと思えます。むしろ我々自身の中にもマイノリティ性と

いべきユニークさを抱えて生きているという面があり、それが立ち上がってくるのではないかとも思うのです。僧侶自身も世間から見ればマイノリティだと思っんですよね（笑）。僧侶ということで、ふるまいを考えさせられ躊躇する点もありますし。

マイノリティの方との向き合いを通じて「人間の多様性」、「唯一無二性」、「独特さ」を考えさせられる。私たちが普遍とか当たり前と思っていたことが、実はそうではなかったという問い直しが起こってくると思っっています。

もう一点、私自身の自覚としては「セクシュアルマイノリティを問う」という違和感があるんですね。セクシュアルマイノリティの方との関りを通して、自分自身のセクシュアリティのあり方を問い直している自分がいます。セクシュアリティに限定しても、本来、皆それぞれ違うのではないかということです。つまり、多数か少数かの問題でないならば、こちらから人をどう受けとめるかというような態度・問題ではなくなってくるのだと思っいます。私はセクシュアリティの課題に向き合うことで、自分自身のセクシュアリティの捉え方を揺るがされているように感じるので。

それはSOGI (Sexual Orientation and Gender Identity・性的指向と性自認) というマイノリティに限定しない用語が提示されている考え方に通じてくるように思っ

ます。SOGIとは、マイノリティに限定しない、包括的に性のあり方を語り、把握する概念です。

林田 浄土教、特に法然上人のお示しになられた人間観ですが、私はいつも相対的な人間観から絶対的な人間観への転換と申し上げています。つまり、人と人とを比べると必ず「できる・できない」「優れている・優れていない」「さとれる・さとれない」などといった結論になってしまいます。これは相対的な人間観と言えましょう。一方、阿弥陀様の視点から見れば、誰も人は煩惱具足の凡夫に他なりません。「誰もさとれない」のです。これが絶対的な人間観です。そうした理解の上で、人はみな平等であり、誰も仏になる可能性を有した尊いお方なのです。

私たちが拝読する『阿弥陀経』には「青色青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光」という一節があります。極楽浄土の池には蓮が色とりどりに美しく咲き誇っています。青蓮には青い花が、白蓮には白い花が咲き、それぞれの光を放っているのです。青色でも黄色でも赤色でも白色でも、どんな色でもそのまま素晴らしいのです。この例えのように、すべての人は、どんな場所でも、その人が持っている力や個性を発揮して

光輝くことが尊いのです。

こうした考えをLGBTにあてはめてみると次のようになりましょうか。仮に自分の生まれてきた身体が男性であったとしても、自分の心が女性であることを自覚したならば、無理やり自分の色を変える必要はないのです。誰しもそれぞれの持っている個人的な色を輝かせて、明るく豊かな日々を送るべきなのです。差別のない社会の実現は、決してたやすいことではありませんが、阿弥陀様が喜んでくださるような差別のない世界を目指して進んでいくことは実に大切なことなのです。

中平 私たちも同じように『阿弥陀経』の「青色 青色 黄色 黄光 赤色 赤光 白色 白光」と、それぞれの色がそのまま光り輝く世界、それぞれの色が、それぞれのままで認められていくという教えを聞かせていただいています。

実はLGBTのシンボルとして、六色の虹、レインボーがあります。性の多様性を訴えるパレードがレインボーパレードとして大々的に行われたり、六色の虹の旗、レインボーフラッグを掲げて、性の多様性をアピールしたり、LGBT当事者をエンパワーしたりということが行われています。虹色を掲げることが、この人はセクシュア

リテイに理解がありますよという目印になり、それに勇気づけられる当事者がいらっしやるのです。

最初そのことを知り、レインボーフラッグを見たとき、先の『阿弥陀経』のおことばと聞かせて頂いた教えを思い出しました。また、仏教にはカラフルな五色の色もちいられている「仏旗」があります。先におはなしした、テラハを開催した時に、仏旗を出して、今、林田先生もおっしゃってくださいました『阿弥陀経』の蓮の光のお話をさせていただきました。みなさんがとても感じ入って、喜んでくださったのです。私も自分がいただいている教えがこんなに人を勇気づけられるものだったのか、と実感しました。確かに通じ、感じてくださるものがありました。セクシュアリティの課題に関わる上で、教義的な足場が浄土教の上には準備されていたのか、とあらためて目が開かれる思いでした。

Q 4

工藤 お二人からの心強いお話を聞いていると、それぞれの宗派の教義をもってすれば差別の問題を乗り越え、解消してゆけるのではないかとさえ思えてきます。ただし、そ

の理想が本当に実現できているかという点必ずしもそうではありません。あえて、意地の悪い聞き方をしますが、浄土宗ではお念仏をしていけば、浄土真宗では聞法をしていけば、自然と差別の心がなくなる方向に向かってゆくものなのでしょうか、そのあたりのお考えを教えてください。

林田 お念仏をたくさん称えたからといって、即座に差別の心がなくなるとは法然上人もおっしゃっておりません。法然上人ご自身も生涯を通じて、「十悪の法然房、愚痴の法然房」と、すべての煩惱を断絶し難い私である、と常に吐露しておられました。だからこそ法然上人は、常に学びを深め、ひたすら懺悔して、お念仏を手放さないようにと私たちに勧めになったのです。

しかし、だからといって念仏行者の煩惱の総量やその働きが、お念仏を称える前とまったく変わらずに居座り続けるというわけではないとも考えられます。私自身は、お念仏を相続することによって、自身でも気付かぬほどに少しずつではありますが、私たちの弱い心、貪り・瞋り・愚かさの煩惱が次第に働かなくなっていくと受けとめています。

法然上人は、『逆修説法』という法話録の中で、お念仏の行者は、阿弥陀様の清浄光・歓喜光・智慧光に照らされることによって、私たちの貪り・瞋り・愚かさという三毒煩惱が少しずつ働かなくなり、自己の力で戒律・禅定・智慧を求めて修行している方と等しくなっていく、とお示しです。もちろんお念仏は、煩惱をなくすため、差別の心をなくすために称えるわけではありません。至らない自己を自覚して、「阿弥陀様、お救いください！」という思いの中でお念仏を称えることが大原則です。しかし、お念仏を称え続けていけば、自然に阿弥陀様の光明が照らし、自ずと三毒煩惱が抑えられ、少しずつ差別の心が働かなくなっていくのであります。こうした一連の流れを「求めずして自ずと得られる」ということから、「不求自得」と申します。

繰り返しますが、お念仏を称えたからといって、即座に差別の心がなくなるわけではありません。しかし、多くの方々が、法然上人のお姿を仰ぎ尊ばれたように、私たちも仰ぐべき鑑として法然上人のお姿をいただいて、ただひたすらお念仏を称えていけば、自身でも気付かぬうちに、「不求自得」として、以前よりも差別の心をおこすことの少ない自身の姿に気づかされるのであります。そして、そうした姿こそ、阿弥陀様や法然上人が喜んでくださる念仏行者の姿に他ならないのです。

工藤 確かにすぐに差別の心がなくならないとしても、念仏行者としてのふるまいを通じ
て、結果的に、少しずつでもそういった心が起らないようにしてゆきたいですね。
それでは、浄土真宗の場合はいかがでしょう？

中平 浄土真宗にも、親鸞聖人のお書きくださったものの中に、清浄光・歓喜光・智慧光
―すなわち阿弥陀仏の光明―が衆生の貪欲・瞋恚・愚癡を取り除くために成就された
ものであるという説示があります。また、親鸞聖人の書かれたお手紙の中には、もと
もと、私たちは、お釈迦様の教えも阿弥陀様の教えも聞かず三毒の煩惱を好んでいた
が、お釈迦様と阿弥陀様の御方便によって南無阿弥陀仏の薬を好むようになり、三毒
の酔いも醒めてくるようになってきたのだというお示しがあります。これは阿弥
陀如来は悪人を正機（正しき救いのめあて）とするのだから、思いのままにふるまっ
ていい、むしろ積極的に悪をすすめていってもよいのだという間違った考えを戒める
ために出されたお手紙の一部です。ここに書かれているように、念仏をする、お聴聞
をする中で少しずつ煩惱に対して自覚的になって、煩惱にもとづいたふるまいが減っ

てくる、ということもあるかもしれません。

ただ、一方で、浄土真宗では、阿弥陀仏の救いはつきりすればするほど、自己の罪悪性や迷いも知らされてくるという一面があります。自分の迷いや不確かさの自覚ともいえるかもしれませんが。『歎異抄』には、「さるべき業縁もよおさば、いかなるふるまいもすべし」という言葉が伝えられています。念仏をただけいたたくほどに、不確かな自分が立ち上がってくる。念仏をすることによって「よし、絶対に差別をしなくなった」ではなく、聞けば聞くほどに、「差別をしないとは言いい切れない」「差別をしてしまうかも知れない、罪を犯してしまうかも知れない」という面が立ちあがってくるのです。私は、このような差別に対しても「犯さない」のではなく、「犯してしまいかねない」という自分自身のあり方の問題として掘り下げていくことが、浄土真宗の念仏者の態度の一つとしてはあるのではないかと感じています。

工藤 悪を顕在化していったって明確に認識し、自己の問題とするのですね。個人的な印象かもしれませんが、浄土宗の場合は、お念仏をしながらより良く生きていこうというスタンスですが、浄土真宗の場合は、それよりも自身の悪の自覚を徹底的に認識するこ

との重要性を強調するイメージがありますね。

中平 自分が完璧でないことを知るという意味においては、セクシユアルマイノリティの当事者をどう見るかというよりも、セクシユアルマイノリティといわれる方たちとも変わらない同じ人間としての「私」が立ちあがってくる。「相手」ではなく、「私」が立ちあがらされてくるという感覚があります。

外から常に規範やあるべき姿を示されると、その場からこぼれ落ちている自分というものを私はいつも感じるんですよ。あるべき姿とか規範を設定することは、すべての人を救うと言いながら実はこぼれ落ちている人を同時に設定しているという限界があるとも感じています。なにより、私がこぼれてしまいかねない。この件に限らず、浄土真宗は、設定された規範を相対化する方向性、安全な所へ行こうとする自分を戒めるような教えだと思えます。

つまり、私自身はこのような活動はどんどんやればよいと思っていますが、私が間違いないことをやっていると思っているとしたらそこが問題で、むしろ関わることももしかすると間違ったことをしているかもしれないし、よくない結果をもたらすか

もしれない。けれども、ただ私は目の前にいらっしやる方と一緒に生きていくために最善と思われることをしていただきたいのであり、教義的に正しいからするとか真宗者としてこれしかないからする、という立場で行っているのとはちよつと違うんですよ。

私も教義を学んだ人間ですので、ついつい、教義との関係性を考えてしまうところがあります。しかし、このLGBTへの関わりについては、あまり理論武装は考えていません。社会課題への取り組みや具体的な実践というのは、目の前に、あるいは自身の人生において、それとの接点が多またまの縁としてあって、自身の置かれた状況や、お寺の歴史的な経緯の中で活動やふるまいをしているに過ぎない。状況や、人間関係の中で取り組まねばならないと感じるようになったということです。それ以上の説明や、説得をしようとするとおかしくなるような点も出てくるように思います。私は、私自身がやりたい、やらないといけないと思ったことをやっている。それに過ぎません。

Q 5

工藤 もう一つ意地悪な質問になりますが、浄土宗も浄土真宗も、教義の大前提としてい

る「阿弥陀仏の前ではみな平等である」という教えは確かに尊いのですが、それだと、現実の社会での不平等を是認してしまう場合がないでしょうか。たとえば、浄土宗や浄土真宗の教義は、救いの対象者を「あらゆる人」と規定しています。ここで「あらゆる人」と大きな括りの主語を用いて、さらに「いずれにせよ救われる」とすることで、個別の問題のあり方に一々向き合わず、結果的に不平等を見逃してしまうことになるのではないのでしょうか？

中平 阿弥陀仏の前では平等であるというところに安住して、個別の問題に立ち入らない、つまり具体性を持ちえていないという問題かと思えます。それに関しても、何度も繰り返して申し上げてきたことなのですが、相手ではなく私自身が変わられていくなかで気づいた問題ということがあります。

ある時はつと気がついたのですが、以前の自分と、今の自分は明らかに違うんですね。たとえば、「こういう言葉を言う」と誰かが傷つくかもしれない」と言葉を選んだりする。もしかすると、この場にも、LGBT当事者がいるかもしれない。聞き手にその人がいることを想像しながら、振る舞いや言葉を選ぶようになっていきます。

以前の私も、今の私も「阿弥陀如来の救いは平等で、ありとあらゆる人が救われるのですよ」と同じ言葉を発し続けているのです。しかし、そこで私が想像している「ありとあらゆる人」「すべての人」の中身は、明らかに変わっています。以前はLGBTの人を想像、想定できていなかったんですよ。出会いや関わりのおかげで、「すべての人」「あらゆる人」の枠が広げられてきます。

最初にお話しした学生に出会う前の私にとってLGBTの当事者というあり方は、私の「すべての人」からは、こぼれ落ちてしまっていた人たちです。あるいは車いすの人との出会いもそうですね。些細な段差も、それに苦労している人との出会いによって、段差を見ると、「ああ、あの方はこの段があると通ることができないな」と気づき、考えるようになります。僧侶は、阿弥陀仏の前ですべての人は平等であると言いつつ、続いています。しかし、もし誰とも出会わなければ、その語られている「すべての人」とは、すべての人でも何でもなく、自分の認識のなかにある人、すなわち自分自身以外のなにものでもないのではないのでしょうか。

人間の言う「すべての人」や「あらゆる人」というその中身は、出会った人の総和なのかなと思います。LGBTの人に会わなければ、僕にとっての「すべての人」は

彼らを外したみんなを言っていました。「あらゆる人」「すべての人」という言葉ひとつにもそこを踏まえないと、だれかを傷つけ苦しめることになりかねないと思います。その人がそこにいる、という想像力の及んでいない「みんな」は人を傷つけ、疎外し兼ねません。これは、聞く人にはわかるものなのでしょう、自分が想定されていない「みんな」とか「すべて」は、「すべて」といつているけれど、私は入っていない、「みんな」のなかに私はいない、という疎外感を感じてしまいます。性的なことに限らず、「マイノリティ」という立場を感じている方からは、そういう声をよく聞くことがあります。

阿弥陀如来の誓われている「すべて」の意味、「あらゆる」の意味を、人間の想像力の限界で蓋をしないで伝える努力をすること。あるいは、阿弥陀如来の「あらゆる救い」を私たちの想像力を越えた「すべて」としてあらためて向き合い、頂戴していく、そのような営みが必要だと感じています。

林田 「阿弥陀様の前では皆平等である」というのは、「阿弥陀様の救いの対象として皆平等である」というものです。なるほど、すべての人々が菩薩として修行を積んで、今

生においてさとりを開くことができるのであれば、それにこしたことはありませんし、阿弥陀様もそれをお望みでありましょう。しかし、どれほど尊い阿弥陀様のお力であっても、私たちが生きるこの娑婆世界をそのまま極楽浄土にすることはできないのです。だからこそ、私たちはお念仏を称えて西方極楽浄土への往生を目指すのです。これが浄土宗の世界観の基本です。

先ほど『阿弥陀経』に説示される極楽浄土の池に咲く蓮の花を描いた「青色青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光」についての話を紹介しましたが、ここは浄土ではなく、煩惱溢れる娑婆世界ですから「青色青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光」の姿を目指す努力・精進はとても大切なことですが、それが一〇〇パーセント叶うわけではないのです。また、やはり先ほどの人間観でも述べましたが、私たちの差別の心を少なくするための努力・精進は大切なことですが、お互い凡夫ですから煩惱を一〇〇パーセント断ち尽くすことなど到底できないのです。

したがって、「阿弥陀様の前では皆等しく救いの対象である」ということと、「この娑婆世界がそのまま素晴らしい世界である」ということとはまったく別次元の話なのです。ですから私たちは仏教者としての努力・精進を放棄してはいけません。

特に浄土宗の私たちは戒を授かります。私たちが授かる戒は、三聚浄戒といって、その基本は、「悪いことをしない。善いことをする。そして、世のため人のためを考え、日々を送っていく」という三つにまとめられます。その教えに基づいて私たちは、悲しんでいる方、苦しんでいる方がいれば、その方のために精一杯努力する姿勢が大切です。LGBTについても同様で、それが原因で悲しんだり、苦しんでいたりする方がいれば、その原因解決に向けて、より平等な世の中を実現するために取り組むことが必要となり、そうした姿勢こそ、阿弥陀様が私たちに望んでいることでありましょう。したがって、浄土宗の教えは、ご質問のような不平等を是認するということでは決してありません。

三、教団としてLGBT問題や差別の問題とどのように関わってゆくべきか

Q1

工藤 先進的な企業では社内のLGBTの存在を認めて支援するなど、この問題への取り組みをはじめているようです。ある調査によれば、企業のLGBT施策の有無とダイバーシティ（多様性）への意識はおおよそ連動しており、そういった取り組みに積極

的な企業は、女性が働きやすい職場でもあり、差別的言動が少なく、人間関係ややりがいにもポジティブで、それによって社会的評価が高まり、取引が増え、よい人材が集まると報告されています（柳沢正和他『職場のLGBT読本―「ありのままの自分」で働ける環境を目指して』実務教育出版、二〇一五年、一八四―一八五頁）。

それでは、浄土宗と浄土真宗の教団はどのような現状でしょうか？

中平 一般社会に対して浄土真宗の教団は遅れているという印象があります。近年は、思春期支援の一環として性のことをタブー視して扱わない取り組みや、そのなかでセクシュアリティのこと、LGBT当事者の話を聞く機会などが設けられたりもしました。ただ、教団を挙げて理解が行き届いているかというと、そうだとはいえない現状です。ブロック単位や寺院単位で研修や取り組みを行っているところはあります。

一年に一度、全国の本願寺派の関係学校の教職員が集まる大きな研修会があるので、二〇一七年にはLGBTを取り上げて開催されました。私もコーディネーターとして協力をさせていただきましたが、各学校の教育現場ですでに、さまざまな課題に直面したり、想定を及ぼして対応を協議しようという動きがあると感じました。性

別を変更したいとか、実際に変更したという学生さんの声を聞いたとか、学校で恋愛問題を保健室やカウンセラーが聞いている、という事例も共有されたりしていました。研修会に参加されたみなさんの意識も、相当高まっていましたので、今後、各学校で取り組みが起こってくるのではないかと期待しています。

僧侶の方に関しては、他の教団の方ですが、テラハの新聞記事を眼にして連絡を下さった当事者の僧侶の方もいらっしやいました。その方は、ご自身のセクシュアリティをオープンにして活動していらっしやいます。そういう方もいらっしやいます。しかし、仏教界全体としては、まだまだ始まったばかりです。ですので、浄土宗さんで今回のこのような本が刊行されて全寺に配られるというのは本当に素晴らしいと思います。

林田 私を知る限り、浄土宗では、まだLGBTに限った特別の取り組みはないようです。ただ、広い意味での人権問題については、各教区において毎年開催される普通講習会でそれに関する講座が必須となっています。

工藤 近年、学校や病院関係者向けのLGBTをサポートする出版物が充実してきているようです。また、二〇一七年四月には、早稲田大学で、国内大学としては初となる性的マイノリティ学生とジェンダー・セクシュアリティについて関心のある学生のためのリソースセンター「早稲田大学GSセンター」がオープンしたとのこと。宗門大学の教育現場ではどうですか？

林田 私が奉職している大正大学では、LGBTに限ったものではありませんが、専門家の先生に来ていただいて、アカハラ・パワハラ・セクハラなど、ハラスメントについての研修会が毎年必ずあり、学生たちにも折々に注意を喚起しています。

中平 私の所属しております龍谷大学では、積極的な取り組みが進んでいると思います。学内者がアクセスするポータルサイトを使って学内の教職員、学生全員を対象としたアンケート調査「龍谷大学におけるセクシュアルマイノリティの現状とニーズに関するアンケート調査」を実施しました。その内容と結果はホームページ上 (<http://>

www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=9039 で公開されています。

大学としてのこうした取り組みは、全国的に見て比較的早い試みかと思えます。またそのアンケートの結果を受けて、龍谷大学として、二〇一七年二月には、「性的指向および性自認などに関する悩みや生きづらさを抱える人がいることを常に理解し、合理的な配慮を可能な限り提供するため」として、「性のあり方の多様性に関する基本指針」を策定しました。

工藤 仏教色のある大学だから大規模なアンケートをしているのか、大規模な大学だから社会に敏感で動けるのか、どちらでしょうか？

中平 必ずしも仏教系大学だからというわけではないと思います。国際基督教大学のジェンダー研究センターではさまざまな取り組みをされていて、大学できることを「一〇八のリスト」(<http://web.icu.ac.jp/cgs/2016/09/gsci02v1.html>)としてまとめられています。他にも同志社大学には、フェミニスト・ジェンダー・セクシュアリティ研究(FGSS)センターがあるなど、さまざまな大学で研究や取り組みが行われて

います。

Q3

工藤 LGBT問題、とくに職場などでのカミングアウトの場合にはアライ(A-ly)とよばれる支援者・理解者の存在がとても重要だとされています。僧侶もそのような存在になることができるでしょうか？

ちなみに、職場でカミングアウトしている人で、アライがいる場合で43%、アライがいない場合で11%と、やはり信頼できる支援者の有無によって大きく差が開いています(『職場のLGBT読本』一二三頁)。また、学校の先生などもよき理解者であることが求められるかと思いますが、薬師実芳他『LGBTってなんだろう?』(合同出版、二〇一四年)という本では「相談しやすい先生の6カ条」として、①話を聞いてくれる先生、②LGBTを笑いの対象にしない先生、③「男性/女性だけじゃない」を知っている先生、④「異性愛者だけじゃない」を知っている先生、⑤「LGBTを知っている」「知りたいと思う」を伝えてくれる先生、⑥多様性への理解が深い先生、を挙げています(『同』一〇四—一〇五頁)。また、「カミングアウト

トを受けるときの6カ条」として、①最後まできちんと話を聞く、②セクシュアリティを決めつけない、③「話してくれてありがとう」を伝える、④「どうして伝えてくれたのか」「何に困っているのか」を聞く、⑤「だれかに話しているか」「誰に話してもいいか」を確認する、⑥つながれるための情報を伝える、つながる、が挙げられています（『同』一〇〇—一〇一頁）。

いずれもLGBTの問題に限らず、私たち僧侶が檀信徒の相談を受けるときも同じような姿勢であるべきだと感じたのです。まさに私たちのこれからの課題でもあると思いますが、この点はいかがでしょうか。

林田 工藤さんがおっしゃる通り、浄土宗僧侶は、LGBTに限らず、困っている方が身近にいれば、少しでも支援できるように努力することが大切だと考えています。先ほども申し上げた通り、私たちは一〇〇%差別の心がなくなることはありません。しかし、そんな私たちをお救いくださる阿弥陀様は私たちの悩みや苦しみを聞いて、共に泣いて、手を差し伸べてくださるお方です。ですから私たちは、そうした凡夫の自覚を抱きつつ、阿弥陀様の大慈悲のお心の万分の一でも伝えられるように、お念仏の日

暮らしの中で、悲しんでいる方、苦しんでいる方に寄り添う姿勢を育んでいく姿勢を忘れないようにすべきでしょう。

中平 僧侶として人を支えていくという心得や支援していくという気持ちを持つということとは基本的に大切なことだと思えます。しかし、僧侶だからそのような存在になれるかという点、それはわかりません。個人の思いとしてはなりたいたいと思っている、とお答えするまででしょうか。私を含めて僧侶も人間ですから、決して万能ではないと思っています。しかし、一方で、僧侶やお寺に対する一般社会の期待は高いものとも感じています。

テラハでは、「お寺という空間、仏さまの前では、自分のありのままの姿を認めてもらえるような思いがする」という言葉を下さった方がいらっしやいました。「偽らずに思っていることを言っても許されるように感じる」とか、「中立性を持って聞いてもらえるように思う」とも言われます。お寺や僧侶に中立性をもった、フラットな立場からの関わりを期待されているのではないかと感じています。「それに応えられないような僧侶とはなにか」を常に問い、努める必要があると思います。

工藤 期待は大きいということですね。しかし期待とは裏腹に、寺院というのは保守的な価値観とも切り離せない存在であり、先祖代々とか戒名とか伝統的な部分も多く引き受けています。意識としてはアライとして支援側にまわりたくても、やはり戒名やお墓、儀式などについては制約もあるようにも思いますがいかがでしょうか？

中平 僧侶は常にダブルスタンダードだと思います。既成の価値観にとらわれないという見方もあれば、家や先祖を守るといった価値観を語ってくれる存在として期待されたりもします。ですから、たえず守るべき価値と、その価値で傷ついている人はいないかと注意もするという敏感な感覚、感性を求められているのかなと思っています。自分が発している言葉にどういう意味があるのか、ひとつひとつ考え直さなければならぬですね。もちろん、自分自身充分できているとは、とても言えない状況であるという反省もあります。

工藤 もし、檀信徒から「自分の一人息子が同性愛者（ゲイ）であることが発覚して〇〇家を継承する人がいなくなってしまうそうだけどどうしたらよいか？」という質問がきた場合には、私たちはどのように対応すべきでしょうか？

林田 こういった質問が来た時、私自身が常に肝に銘じていることがあります。それは、凡夫である私には最適な答えを提示することは到底できないという自覚です。その上で、先ほど工藤さんが紹介された六ヶ条、あれはまさにカウンセリングの基本だと思えますが、私たちもそうしたカウンセリングの基本を身につけておくべきであるという事です。つまり、一生懸命、親身になってその方の声を、話を聞いていくという姿勢が必要だと思えます。

なるほど、表面的な受け答えとしては、「そうですね。一人息子さんが結婚してお子さんに恵まれ、お孫さんと楽しく老後を過ごすことができれば良かったですねえ。それが叶わずに残念ですねえ…」などという具合になりそうですね。しかし、ご両親の本心は、息子さんの幸せを一番に考えておられるのではないのでしょうか。したがって、それこそ息子さんが不本意なまま異性と結婚することが息子さんにとってあるいはそ

のお相手にとって幸せか不幸せかは、実は誰にも分からないわけです。ですから、ご両親の思いをゆっくり、丁寧聞いていけば、最愛の息子さんが女性と結婚することは必ずしもベストの選択ではないということを自ずと知ることができ、最愛の息子さんが一番幸せを感じられる選択肢は何かということをご両親もよくよく考えて、関係する方々の誰しもが納得できる答えに少しずつ辿り着かれることになるのではないのでしょうか。

そして、そうした経緯を経て至った結論であれば、誰にも責めることはできないものです。ですから、思いつきで軽はずみな回答をお示しするのではなく、ご両親の思いをただただ聞いて、聞いて、聞いていくことによって、少しでも良い答えを導き出すという姿勢が必要なのだと思います。

長年にわたって浄土宗のカウンセリングを実践された中原実道先生が、阿弥陀様はもっとも理想的なカウンセラーだとおっしゃっています。なぜなら、私たちが阿弥陀様にさまざまな悩み・苦しみを吐露したならば、阿弥陀様はそれをいつまでも、どこまでも静かに丁寧聞いて続き続けて下さって、阿弥陀様ご自身からは決して「こうした方がいい、ああした方がいい」などという答えを具体的にお示しになることはないから

です。そして、そうした営為の積み重ねによって、少しずつではあるけれども、もともと適切な答えが自ずと導き出されてくるのだとおっしゃっています。私としても、そのような姿勢で対応していくことが基本だと考えています。

中平 今の質問のようなケースがあったとしたら、私も林田先生と同じで、じっくり聞くということに尽きるのではないかと思います。よくセクシュアリティの研修等でも、「ゲイの学生さんにはどう答えるのがよいのか?」とか「トランスジェンダーの方から聞かれたらどう答えたらいいですか?」と質問されたりします。しかしマイノリティということがどこか表に立ちすぎているのではないかと感じます。同じ質問をマイノリティではない属性に当てはめたときにはおかしな質問になるんですね。

「男性の学生から相談を受けたのですがどう答えたら良いのですか?」、とか「女性から相談を受けたのですが、どう答えたら良いのですか?」などは質問にならないわけです。性というのはその人の属性のひとつではあるのですが、それひとつで全体を規定してるわけではない。たとえば私であれば男性の中平で、僧侶で、教員で、他にもいろいろな属性があります。同じように「ゲイである何々さん」というのは一面で

あって、性だけではなく具体的に顔と名前、あるいはさまざまな感情や想いをもった存在なのです。ゲイの人はこう考えるとかトランスジェンダーの人はこう考えるといようなパターンを押しつけるほうが、おかしな考えではないでしょうか。

このご質問の方は、息子さんがゲイであったこと、跡継ぎのことを悩んでいらつしやいますが、もしかすると、そのことについて起こっているさまざまな感情の整理も必要なのではないかとも思います。また、本当の問題や解決したいことがどこにあるのかも、もっと聞いてみないとわからないでしょう。ですから、「何々さんはこう思っているんだね」と理解できるところまで、そこまで聞いてはじめて具体的な解決の糸口や思いに寄り添っていくことができるのではないかとも思います。それはセクシユアルマイノリティのケースに限りませんよね。どのような人であっても、向き合い方は同じだと思っています。結局は人としてどう向き合うかというところに尽きるのではないかと思っています。

林田 LGTBに関係する多くの皆さんが大変悩まれ、悲しまれているという状況を、阿弥陀様や法然上人は「どうしておまえ達は、その方々をこんなに悲しませるのだ！」

とお歎きになっているのではないのでしょうか。「結婚しなければならぬ！ 子どもを持たねばならない！ そうでなければ幸せにはなれない！」といった主張は、必ずしもすべての人々に共通する常識ではありません。そうしたものの見方に納まりきらない方々が、昔から多くいらっしやったことは歴史的にも明らかになっています。なるほど人は本来多様な生き物であって、「青色青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光」の思いで個性を輝かせて日々を送っていくことが幸せに結びつくのでしょうか。しかし、残念なことにLGBTの方々はいまだに多くの悩みや悲しみを抱え込んでおられるという現状があります。

ですから、私たちはそうした方々とともに歩みを進めてまいりましょう。そのための学びの第一歩として、本書が多くの方々に読まれ、LGBTへの理解が広まり深まって、その結果、すべての方々が笑顔いっぱいになり幸せな日々を送れるようになることを念願しています。

工藤 お二人から本当に力強い言葉をいただきました。林田先生、中平先生、今日は貴重なお話を誠にありがとうございました。

コラム 当事者の言葉①―お寺に集う人々―

第一章で「テラハ」の活動を紹介しましたが、そこに集う人々はお寺にどんなイメージを持ち、この活動をどのように感じているのでしょうか。参加者の方からの声を以下に紹介します。

「あなたの街の片隅で」

小さい頃は、季節の折に祖母の元に集まりお墓参りをしていました。祖母に会うのは楽しみでもあったし、お墓参りでお供えしたお菓子をみんなで分け合って食べ尽くす楽しみもありました。だからお寺に行く機会は頻繁にあったのだけど、それでも好きにはなれない場所でした。お墓では騒がず走らず、おとなしく過ごし手を合わせなければならぬし、行儀が悪いと母の鉄拳が飛んできます。当時流行っていたテレビアニメでも厳しい和尚様がいて、意地悪な庄屋さんがいて、母を恋しがる坊主や、厳しい修行など、お寺にはそんな怖いイメージしかありませんでした。

妹尾 陽せお あきら

大人になった私は別の形からお寺に興味を持つようになりました。お寺の造りや仏様に興味を持つようになったのです。仕事がお休みの週末、いろんな地にあるお寺や神社を訪れるようになりました。ですが、お寺の中にいる人と話したことはありません。小さい頃から身近な存在であったのに、お寺の中の人とずっと接点もなく過ごしてきました。

さて、私はLGBTと称される性的少数者のなかの「T」、トランスジェンダーです。身体は女性ですが性別の自認は男性です。自身の性別に違和感を持つようになり、より深く納得するためにLGBTに関する勉強をしていました。いろんな講演会や勉強会の中、その時の講師の方が、兵庫県尼崎市の塚口で開催される「オトナテラコヤ」という催し物に興味を向けていることを知りました。以前、喫茶店として使われていた空間を地域の住人たちが憩いのスペースに作り変え、テーマを決めて学ぼうというものです。大阪に拠点を置いているLGBTの講師さんが塚口の催し物に興味を持つことに驚き、調べてみると、この講師さんが塚口の西正寺というお寺でLGBTに関するお話をされるといことがわかりました。「テラからはじまるこれからのハナシ」、略して「テラハ」という興味深いイベント名です。怖い和尚様がなかなかナウいことをされる。

それにもお寺でLGBT？

お寺は怖い所であり、閉鎖的な空間という印象なのに、和尚様が市民と関わりを持つことがあるのだろうか？

僕の頭の中はハテナマークでいっぱいでした。偶然なのか同じ塚口で、テラハとオトナテラコヤが開催され、そこに和尚様が関わっているのですから。

LGBTとは、性的少数者を指し示す略語です。少数というものは奇異な目で見られるものです。奇異な目で見られる集団の一人に思われるかもしれない。それがネックとなつて、きつと一般の参加者はほとんどいらないだろうと踏んでいました。LGBT当事者が何名か参加されるだけだろうと思っていたのです。それにお寺は怖いところだし・・・

テラハ当日、僕は仕事があったので、大幅に遅刻してお寺に到着しました。本堂のある襖を開けると、たくさんの人で部屋はいっぱいです。LGBT当事者以外の方がたくさんいることは明らかです。そんなに有名ではない塚口という地で、指定文化財でもなさそうな仏様のあるお寺で、一体どんな魅力があつてここに集まつてきているのだろうか？LGBT当事者の一人になつてしまった僕には一般の人たちの思いがわからなくなっていました。講師の方のお話から始まったテラハは、そのお話をもとに4〜5名のグループになつて、参加者の意見交換をしあう時間になりました。何気ない一言で、LGBT当事者を傷つけ

てしまっていないか、彼らが過ごしやすい環境を作るにはどういった配慮が必要なのか、みなさん真剣に向き合っています。当事者でもない、家族や身近にそういった人がいるわけでもない、それなのにみんなこのテーマに真剣に向き合っているのです。

僕は感動しました。素直に感動しました。小さな町の一角で、縁遠くなってしまうであろうお寺に、今日は何がはじまるんだろうか、そんなワクワクした気持ちで集まる人たち。お寺と住民がとても近い距離で存在している。この日から僕の中で、お寺やお寺の中の人に対する印象が変わりました。

LGBTという単語が、最近はテレビや新聞で取り上げられるようになり、目にとまる機会も多くなってきました。ですが、画面や紙面を通して見聞きするだけでは、あまり身近なことに感じられません。どこか自分とは関係ないことのように捉えがちになります。

人は興味を持たなければ、知ろうともしないし、関わりを持つことを避けるようになります。僕は自分がトランスジェンダーでなければ、LGBTのことを知らないまま過ごしていたと思います。ともすれば避けて通る問題を、こんなふうに近いのお寺でテーマとしてとりあげられたら、なんとなく関心を持つようになるし、なんとなく心に残るものではないでしょうか。

なんとなく知っていることは、知って欲しい者にとって、とても心強いことです。西正寺さんが、そんな小さな最初の出会いの場になっている。いろんなテーマを拾い集めて僕たちの心に留めようとしてくれてる。その存在を否定せず肯定してくれる、そんな安心できる場所、それは誰にとっても居心地のいい場所を作り出していくことにつながります。だからみんな、ここに集まってくるのです。

テラハに何度か参加をして、みんなといろんな話をしてきました。きっと誰かに、なんの接点もないだろうにどうして真剣に向き合い話し合っているのだろうかと思われているかもしれません。

「小さな少しずつを知っていくことは、誰かの安心につながる。」僕が西正寺さんで学んだことです。

その後、気を良くした僕は、オトナテラコヤにも参加をしてみました。実はLGBTというキーワードとなんの関係もない場所で、トランスジェンダーということを全面に押し出して人前に出たのは初めてのことでした。

以前の僕なら、到底できなかったことです。テラハに出会って、安心を受け取って、僕は一步踏み出すことができました。

これからも昔から存在しているお寺で、変わることなく小さな種を蒔き続けて欲しい。いろいろな場所のいろいろな地域で、小さな種を蒔き続けたら、より多くの安心を生み出していくのではないだろうか。お寺とこれからの話、僕は聴き続けたいです。

「お寺とLGBT」

特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ大阪スタッフ 橋本 竜二

虹色ダイバーシティは大阪と東京を拠点に、全スタッフ六名で「LGBTも働きやすい職場、社会」をテーマに活動しており、今年の七月で法人化から六年目を迎えるNPO法人です。私が入職してから早くも二年が経とうとしています。この二年間、行政のLGBT支援事業やさまざまな機関からご依頼いただく講演、研修に参加してきました。その中でも強く印象に残っているのは、入職後まもなくうかがった兵庫県尼崎市塚口の西正寺における「テラハ」での取り組みです。「テラハ」は、昨今のさまざまな社会課題を切り口にゲスト講師を招いてディスカッションを行い、最後には参加者ひとりひとりが考えを深められる場所でした。

私に参加した時に、特に印象深いと感じたポイントは三点ありました。一つ目は地域のお寺の本堂で開催されたこと、二つ目は参加費がお布施（お賽銭）方式であったこと、最後は、比較的あたらしい人権課題といわれる「LGBT」をテーマに取り上げてくださった

たことであり、これが何よりも印象的でした。そして、「テラハ」でのご縁が本誌への寄稿にも繋がっています。

LGBTはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった性的マイノリティ（性的少数者）の総称をあらわす言葉です。最近ではメディアで取り上げられる機会も増え、人権課題のひとつとして、地方自治体が牽引するかたちで多様な取り組みが進められています。大阪市淀川区では二〇一三年にLGBT支援宣言が行われ、二〇一五年には東京都世田谷区、渋谷区において同性パートナーシップ証明書交付受付がスタートしています。その後も制度の内容や名称に多少の違いはありますが、同性パートナーシップ制度の導入を進める自治体が増え続けています。また平成三〇年度には大阪市でも導入が予定されており、大阪市を含めれば全国八つの自治体で七九三万人（日本人口の約6%）もの方々が制度を受けられる計算になります。よい傾向ではありますが、一方で、地方自治体の同性パートナーシップ制度には法的拘束力がほとんど無いため、国レベルで同性結婚の法制化を検討しなければならぬ時期に来ていると思います。

LGBTとお寺というテーマになると、同性カップルの「お墓」について、考えざるを得ません。一概に「お墓（墓地）」といっても種類はさまざまですが、お寺の敷地内にあ

る墓地を想像する人も少なくないと思います。またお寺の墓地に限らず、公営の墓地を選択するにしても、お墓は法的な家族と一緒に入るもの、といった考えが一般的には主流だと感じています。しかしながら全国的な同性パートナーシップ制度の広がりの中で、LGBT当事者のカップルが一緒のお墓に入ることを希望するケースは、今後増加が予想されます。もちろん現状の異性愛中心主義の社会では、その意志を表明することすら難しいのではとも思います。たいせつな誰かを亡くした失意のなかで、関係を偽ることなくしっかりと供養させてもらえるだろうか、そもそも関係を証明する法的な材料が薄い二人が一緒のお墓に入れるだろうか、自分たちが埋葬されたあと誰かに管理してもらえるだろうか、そんな不安を抱えている当事者は少なくないと思います。

私にも一緒に生活を始めて四年になる同性パートナーがいます。今のところ、日本では二人の関係性を証明し、かつ異性間と同レベルの法的保障を受けることはできません。仮にパートナーが意識不明の状態で病院に運ばれても、私へ連絡が来ることはまず無いと思います。五年十年一緒に住もうが異性間という事実婚状態にもなれませんし、共同生活を送る中で社会の偏見の目を感じることもあります。私たちの暮らしは、いつ、なにが起ったとしても不思議では無い状況だと常に危機感を持っています。

「テラハ」のようにお寺がLGBTのことを真剣に考えていくという、思ってもみなかった動きの中で、今回はじめて「自分事として」お寺との繋がりを考えることができました。そして自らが最期を迎えた時、お寺には残されたパートナーが「セクシュアリティ（性のあり方）」のことで困ることのない場所であってほしい、という思いに気づくことができました。LGBT当事者の多くが地域や保護者にカミングアウトしづらい理由は、地縁、血縁を重要視する文化が影響していると考えられます。過去そして現在でも、お寺は地域の人たちにとって、たいせつな場所で大きな役割を担っていると認識しています。「テラハ」のような場所が全国の各地域において展開していけば、LGBTや多様な背景を抱えた人たちにとって生きやすい社会に一步近づくと確信しています。

■ 第2章 寺院とLGBT

第二章 寺院とLGBT

一、はじめに

石田 今回、浄土宗総合研究所では、総研叢書第十集を作成するにあたり、そのテーマとしてLGBTの問題を取り上げました。第二章では、私、石田一裕が司会を務め、今岡達雄副所長と戸松義晴主任研究員を回答者として、具体的な事例を想定しながら、私たち浄土宗教師がお檀家さんにLGBT当事者がいた場合、どういう対応を取ることができるかについて考えてみたいと思います。

その事例として、ここでは戒名と結婚式を取り上げてみたいと思います。お寺でお檀家さんと最も深く接する機会のひとつは通夜・葬儀といった葬送儀礼の場でしょう。そこでは儀礼を通して死者を弔うとともに、法話や供養席などで遺族の方々と話すことも多くあります。葬送儀礼の中では故人に戒名を授与することが大切な儀式となっており、故人の人の柄や、遺族のお話を伺い、その人にふさわしい戒名を考えるということは、住職の大切な役割です。またお亡くなりになるのは、老若男女に関わらず、実に様々な方々です。も

もちろん、お年を召して亡くなる方が多いとは思いますが、若くしてご病気で亡くなる方、不慮の事故で命を奪われたお子さんなどの供養を経験した教師もいることでしょう。その場合でも、やはりお亡くなりになった方のことを思い、戒名をおつけします。

お檀家さんの中にLGBT当事者の方がいた場合、その方がお亡くなりになれば菩提寺の住職として戒名をお付けすることになります。これまで、そのことを言い出すことができなかった人々であっても、様々な企業がLGBT当事者にとって働きやすい環境を整え、行政なども暮らしやすさを提供する取り組みがなされる中で、住職にもそのことを伝える方が出てくることでしょう。

そこで、戒名の基本的な意義を確認し、性差と戒名の関係について、お二人のお考えをお聞きます。

二、戒名について

石田 さて、まずお檀家さんが亡くなったときに付ける法号、一般にいわゆる戒名についてお聞きます。法号は、現在、男性と女性で区別を付けることになっていますが、いま申したようにこれからはLGBT当事者のお檀家さんに戒名を付ける機会もあるでしょう。

それを考えるにあたり、まず、戒名、法号、法名について、その意義を確認しておきたいと思います。法号、戒名の意義とは何でしょうか？浄土宗総合研究所は平成十二年に開催したシンポジウム「戒名―その問題と課題―」において、「法号（戒名）は念仏者（仏教徒）としての証しである」という主張をしました。今岡先生と戸松先生は、戒名、あるいはまた念仏者というものを、どのようにお考えになっていますか？

今岡 一言でお答えできる質問ではないと思います。戒名、あるいは法号、法名といっても、それは複数の部分から構成されていて、例えば、「誉号」というものがあり、これは日課誓約、つまり「私は念仏者になりたいです」と誓う儀式を含む、五重相伝を終えた人に与えられるものです。この場合、誉号を含んだ法名は、当然、念仏者の証しになると思いますが。

誉号のない戒名、法名というのがあります。例えば授戒会に参加をして、戒を受けて、戒名を頂くという場合もあります。その場合、念仏者というよりは、仏教の信者になるという意味が強いのではないかと思います。戒名を含まない法名はないわけで、そういう意味で、法名全体の意義とは、仏弟子になる、つまり、お釈迦様の弟子になるということ

あり、特にその中で、誉号を持つている方は、念仏者だということが言えるんじゃないでしょうか。

石田 ありがとうございます。戸松先生はどんなお考えをお持ちですか？

戸松 今岡さんが基本的な理念をお話になりましたが、私も、それとほぼ同じように考えています。そのうえで、私はより具体的に考えたいと思います。

例えば、法号、要するに一般的に言われる戒名は、一体誰のためのものか、何のためのものかという点、仏教徒として、本来、授戒会や五重相伝を受けて授与される一つの信仰の証しといえるでしょう。それは、仏・法・僧の三宝に帰依する三帰三竟を受け仏教徒となり、さらに浄土宗の教えの根幹であるお念仏の教えを大切に生きていくことを誓った、一つの証明として、そういう気持ちで、分かりやすく具現化されたものだと思います。また、お戒名の持つ本来の意義が成立するのは、代々に渡ってご先祖様がお寺を支えてきた中で、菩提寺から檀家の証しとしてお戒名をもらっていることや、お寺で浄土宗の教えに接する中で信仰心から戒名を頂きたいという気持ちが芽生えることなど、お寺との信頼

関係に基づいていると思います。

ただ法号が念仏者や仏教徒の証しだとしても、それを授けないと往生できないかという
と、私は必ずしもそうだとは思いません。なぜかといえば、極楽往生の条件は「お念仏」
だからです。「戒名がないと往生できませんか」と聞かれたら、私は「お念仏を称えれば
往生できますよ」とお伝えします。もちろん戒名が、お亡くなりになった方の人柄や信仰
を表し、浄土宗の檀信徒としての証という点はとても大切なものだと思います。

石田 ありがとうございます。戒名について、お二人の考えをお聞きしました。法号とは
戒名や道号、位号あるいは誉号から構成されるもので、それを受けた人が仏弟子になると
いう点ではお二人とも共通した意見だと思います。その一方で、近ごろ、戒名は要らない
という意見も見受けられます。お檀家さんにもそういう方がいるかと思いますが、両先生
は、実際に、住職として寺院運営をしていく中で、そういう人に出会ったことがあるで
しょうか？あるいはまた、そう頼まれたときにどう対応しますか？

今岡 確かに俗名でお葬式をしてくださいと依頼されることがあります。ただし、私の体

験では、お檀家さんからそのような要望があったことは、今までもう三十七年ぐらい住職をしておりますが、一件もございません。

ただ、そうではないケースもあります。それは葬儀社や知人から紹介があり、お葬式を勤める場合です。その場合、「俗名でお葬式をしていただけなにか」という相談を受けることがあります。

これにもいろいろなケースがあり、一概になかなかお答えできませんが、例えば、地方に菩提寺があるのだけれども、そこに帰ってお葬式ができないので、まず近隣でお葬式を行いたいということで、俗名のままお葬式をしてくださいというケースがあります。その時には、特別な検討なしに、そのまま俗名でお葬式を行います。

それから、もう一つは親族で他の宗教の方がいるケースです。お亡くなりになった方が浄土宗以外の宗教で、遺族の方から「そちらで正式なお葬式をするけれど、それだけでは心や気持ちが残らないので、仏式でお弔いをしていただけませんか」と相談される場合があります。その場合は、その方が信仰した宗教で何か戒名が付いていることもあります。なので、こちらは俗名でお葬儀を勤めるといやり方をしております。

その他で実際にお檀家さんから「私は俗名でお葬式をして欲しい」と頼まれたことはあ

りません。あとは仮定の話として、もしそういう場合があったらどうするかということになりまして、仮定の場合なので、その場になってみなければ、よく分からないというのが正直なところです。

石田　ありがとうございます。戸松先生は、いかがでしょうか。

戸松　私も今岡さんと同様で、お檀家で戒名を授与せずには俗名でお葬式を勤めたことはないのですが、総代・世話人さんからそういう依頼を受けたことがあります。その方は、偶数月の土曜日に自坊で開催している心光会という勉強会に二十年間熱心に参加して、法然上人の御法語を読んだり、『選択集』を読んだりした方でした。その方は法然上人の言葉を読み、また勉強する中で疑問を感じたのでしょうか。あるときに「住職、私は勉強すればするほど、なんで戒名が必要なんだか分からない」と言われたことがあります。そして「私は親からもらった名前が気に入っているので、これで葬式をやってもらえないか」と頼まれました。

私は、その時に「確かに法然上人は、極楽往生はお念仏を称えることで十分だとおっ

しゃっています。だから、本当にそういうお気持ちでお戒名がいらなと思うっておられるのなら、私も住職としての立場というものがありませんが、ただ、今までご先祖様もお念仏の教えを大切にして生きてきた証しとしてお戒名がずっと付いていますし、それから私と同じ年の息子さんも、お寺の保育園を出て、これまで非常に親しくさせていただいております。ご家族皆さんのお考えもあるでしょうから、一度、家族会議を開いて、ご自身の思いを伝えて話し合ってください。その上で決められたのであれば、私は、ご希望のとおりにお受けします」とお話をしました。

次の日にその方から電話かかってきて、「息子から『お父さん何いってるの、迷惑だよ。大体、あなたの名前が好きだからとか嫌いだからとかじゃなくて、そもそも住職のお立場だって考えて差し上げないと駄目でしょ』と言われました。だからやっぱり住職、お戒名を付けてください」と考え直したという連絡でした。そこで、生前戒名のご相談をして、なるべく気に入っていただくお戒名をお授けしたという経験があります。

その他については、今岡さんと同じです。ご縁の葬儀社さんから頼まれたり、またお檀家の親戚とか、地域の人とか、そういう人から頼まれる葬儀が非常に多いですね。そういった場合には、最初から、お戒名を付けてくださいという方はそんなに多くはない。そ

ここで俗名でお葬式をお勤めしますが、半数ぐらいの方が四十九日くらいまでの間に、「お戒名を頂きたい」といわれます。私がそこで感じたのは、やはり皆さんお寺に対して、不信心や不安感があつて、お布施ですとか、戒名を付けると料金が発生するし、相場もわからないですとか、お金の面を非常に気にされています。巷でいう「戒名料」というものに、皆さん敏感になつているのでしょう。信仰の有無や、戒名に意味を見出しているかどうか、問題ではなく、金銭が発生するから戒名はいらないと思うのではないのでしょうか。金銭的な問題は、ご家庭によつては非常に負担にもなることもあるでしょうし、また実際に大事なことでもあります。そのことがクリアにならないと、お寺や住職と信頼関係のない人たちが「戒名をつけてほしいな」と思つていても、なかなか言い出すことが難しいというのが現状だと私は思っています。

ですから、私の場合は「お戒名はいらない」と言われても、ご縁があればお葬式をお受けします。そして、お葬式を行った後に、なるべくお戒名を求めていただけるような相互信頼関係を築こうと努力しているところです。

石田 ありがとうございます。

今岡 ちよっと追加していいですか。戒名、法名といってもいいのですが、生前に授与するチャンスがある場合と、そういう機会に恵まれないで、お亡くなりになったときに初めて戒名に接するという場合では、随分、状況が違うのではないかと思います。

戸松 たしかに違いますね。

今岡 寺の住職としては、なるべく生前から「仏弟子になること」や「法然上人のお弟子になること」、あるいは「念仏者になるんだ」と勧めていくのは当然のことだと思います。

戸松 当然ですよね。

今岡 しかし、全員にそれが行き渡るかという点、そうはいきません。だからどうしても、亡くなってから戒名をお付けするっていうことが、数の上からは多くなるのだと思います。だから、そのときに、その戒名、法名に対する考え方をきちっと説明できるかどうかが大

切です。要するに、私たち浄土宗は、死という一つのきっかけによって、往生して新たに生きていく場所が変わると考えているわけですから、その時に、新しい名前、例えば赤ちゃんがオギャーっと生まれたならばちゃんとお名前をお贈りするように、極楽浄土の蓮台の上に生まれたときには、また新しいお名前を考えるとというのも、一つの方向ではないかというようなことを、いかに説明できるかということが、求められているのではないかと思います。

戸松　そうですね。私はそういうお寺の、説明責任というか、リスクマネジメントって言う表現が適切ではないかもしれませんが、説明を果たすことは重要なことだと思います。戒名は不要だと思っていたり、あるいは高額な費用が発生するのではないかと、不安を感じる方たちから、そういう不安を解消するためには、なるべく生前戒名をお授けするような努力をしたほうがいい。もし先ほどの話のように「本当は要らないと思ってる」と言われたときに、なぜ要らないと思ってるのかを伺って、お金のことで不安を感じるのであれば、お布施の精神についてご説明申し上げて、負担にならない金額をお包みいただくことでその不安を解消できると思います。やはり、私はそういう話し合いがすごく大事で、

戒名そのものに対する考えというよりは、それにまつわる金銭的な不安などをちゃんと受け止めていくということが大事だと思いますね。

石田 お寺や僧侶の一方的な都合で付けるということじゃなくて、相手の思いをくみ取っていくということでしょうか？

戸松 そういうことですな。

石田 そこで信頼関係を得て、その結果として戒名というものが付いてくる、というような考え方もいえるでしょうか？

戸松 そう、思います。

戒名の中の性差

石田 ありがとうございます。今回は、LGBTが総研叢書のテーマということでした、

今、戒名について基本的な部分を、ご確認をいただきました。

性ということを考えるときに、実際、お戒名の中のいわゆる位号には信女・信士、居士・大姉というふうに明確に男女の区別があります。また法名の字選として、男性らしい字というものがあり、例えば「雄」や「岳」という字などがそれにあたるかと思えますし、その逆に女性らしい字であれば、「操」や「貞」の字などがあるかと思えます。

LGBTの問題はジェンダーと深く関わっている部分があると思います。男らしさ、あるいは女らしさという社会的な枠組みが設定されていて、それに適応できなくて苦しんでいる方がいらっしゃるという現状があると思うのです。

そこで両先生にお聞きしたいのですけれども、このような戒名の位号の中にある明確な性差、あるいは、字選をする際に、私ども自身が、男らしさとか女らしさというものを基準の一つにしている部分があると思うのですが、この点については、どういうご意見をお持ちですか？

今岡 字選の問題と位号の問題と二つの問題があるのだと思います。字選については、ただ単に男性、女性というだけで文字を選んだりすることは問題だと思います。一方、位号

については、やはり今までどおりの社会的な習慣の中での男性、女性という位置付けの
っとして付けられるものであると考えます。それは今までのところ、大きな問題に直面し
ていないという範囲においては、男性、女性で、男性の場合には信士・居士あるいは禅定
門ですし、女性の場合には、信女・大姉あるいは禅定尼でありましょう。位号については、
そのように考えて付けていくというのが、今の、現状ではないかと思えます。

字選については、男らしい文字、女らしい文字というのがありますが、私の考え方では、
その人にふさわしい文字というのがあり、やはり、生前、どのくらいその亡くなる方との
コミュニケーションが取れているか、あるいは人格的にどういう人なのかということ、
分かっているかが、戒名を付けるときの非常に重要な要素になります。

だから、あの人はこういう性格だったから、こういう文字を贈ってみようということ
文字を選ぶ場合も多くあります。もともと生前戒名の場合には、こちらの思った相手の性
格で名前を付けようとはしますが、その方といろいろ話し合ってみると「いや、私はそんな
人間じゃありません」ということも結構ありますが、基本的には、その人となりを表すに
はどうしたらいいかということ、で字選をしていくわけです。その中で本当に男らしいだけ
だけしい人には男らしい戒名を贈る、法名を贈るっていうことも当然、行われるでしょう。

それは、ただ一律に男だから、女だからって、性別によって名前を決めちゃうっていうよりは、その人となりをよく理解した上で、名前を付けるというのが原則のような気がします。

ただ、問題は、よく知っている人の法名を付ける場合には、そういうことで通じるのですけれども、亡くなったときに、初めてその人と会う、また経歴を知ることとも少なからずあることです。その場合、私はアンケート票のようなものを用意しております、故人の性格はどうだったかということを入力していただいて、「ああ、そうか、こういう人だったのですね」と遺族の方とお話をしてから、お名前をお贈りするというような付け方をしています。要するに性別で文字を決めてしまうというよりは、どちらかといえば、その人となりで文字を選んでいくというプロセスを行っているというのが、現在のところのやり方です。

石田 ありがとうございます。その人の性格というものをしっかりと把握した上で、住職として戒名を付けていくというのが基本的であるということでしょうか？

今岡　そうですね。基本でなければいけないと思います。

石田　戸松先生は、どうでしょうか？

戸松　私は、今岡さんの話されたことと、実際の考え方も、今やっていることも、九九・九パーセント同じです。

例えばこの信士・信女、居士・大姉という位号は、今回ここではジェンダーのことを指しているといえます。一般の方は、例えば書類を書くときに、男と女のどちらから丸をしたり、日常生活の中で、ジェンダーについて意識することはありますが、位号のジェンダーについては、これまで問題とされた経験は一度もありません。位号に関して一般の方の関心事は「信士・信女よりも、居士・大姉のほうがお布施は高いんですよ」とか、「位が上ですよね」という上下関係についての事であると思います。

性差別のことに關しては、今はさほど問題がないように思います。また例えば、ご本人が男性の戸籍であっても、「私は実は心が女性で、女性として生きていきたかったし、生きてきました」と言われた場合、また生前にお戒名でそのことを相談された場合、ご本人

がもし望むのであれば、戸籍上男性であっても、伝統的なお戒名としてお付けするのであれば、信女や大姉のお戒名をお贈りすると思います。

それから、男性らしい文字、女性らしい文字ということについても、今岡さんと同じ意見です。私は今までに、男性でも、優しい人であれば優の字を使い、おしゃれな人には美の字を使ったことがあります。それから、女性でも、気が強くて戦って生きてきた人に勝という字を使いました。あるいは直や哲という字も、その人の性格に合っていれば女性でも使う場合があります。まさにその人となりや字選の決め手であり、また生前戒名するときには、ご本人にお知らせして納得をしていただいて、あるいはご希望があれば、話し合いのなかで変えることもあります。

それから、お檀家には私がお戒名をお付けするときに「前もってお知らせしましょうか」とお伝えし、戒名の意味をご説明して、納得をしていただくようにしています。また人によっては「住職、こうしてもらえないか」などという希望も出てきまして、そういう時には、仏教的におかしくない限りは、なるべくご意向に沿うようにしています。ご本人やご家族が納得していただけるということを第一に考えており、男らしさや女性らしさというのにはとらわれていません。

体と心の性が一致しない方々のお戒名

石田 ありがとうございます。今、戸松先生から体の性と心の性が一致していない方がいて、そういうときにその本人が意識している性というのかな、心の性のほうを重視したらどうだろうという、一つの提案がなされたと思うのですが、今岡先生はそういう点についてどういうお考えをお持ちですか？

今岡 生前戒名の場合と、死後戒名の場合では、ちょっとケースが違うのかなという気がします。生前戒名は、やはり戒名を授かるその人の意志というのが、かなり強く関連してきますので、例えば、自分の気持ちとしては女性あるという方、もともと性別は男性でも、女性を指向している方に、女性らしい戒名をお贈りするというのは、生前戒名の場合には、当然のような気がします。

問題は、死後戒名の場合で、家族があまりそういうことをよく知らなかったけれども、友達の間係、例えば、男性なんだけれども女性のお友達が多くて、実は死後に故人が抱えていた悩みのことを初めて知る場合があるでしょう。そのときに、男性の位号を付けるか、

女性の位号を付けるかっていうのは、やはり残された遺族の方たちがその人をどういうふうに送りたいかっていうところに大きく影響してきて、その中で男性的か、女性的かということを選んでいくっていうのが、一つの方法じゃないかというふうに私は思います。

石田　ありがとうございます。ただ、アンケート調査等々を見ると、亡くなる方、当事者の方が、例えば体は男性で心が女性だということや、あるいはレズビアンやゲイという恋愛的な指向を、家族に打ち明けにくいという側面もあるのだと感じます。

いま今岡先生が指摘したように、普段から私たちがそういう方々とお付き合いがあつて、よくその方の性格を分かっていたら対応もできるかと思うのですが、そのあたり社会的な状況と遺族との要望の中で、僧侶自身も、その板挟みに遭うようなことも想定できますが、そういう場合は、どういう対応の仕方があると思いますか？

戸松　私は今岡さんの話を聞いていて、その通りだと思いました。これは医療現場の最後の段階での治療方針の選択と似ていて、例えば、ご本人からちゃんと意思表示があり、それについて家族内で話し合い、みんなである程度納得して情報を共有できれば、さほど問

題はありません。しかし、石田さんがおっしゃったみたいに、家族で話し合いができていないと問題が起きてくる。

例えば、住職には本人から体の性と心の性とが一致しないという相談があったとして、しかし住職には守秘義務があるから、本人からの相談を家族に伝えるべきか、私がもしその立場だったら思い悩むでしょう。本当に難しい問題で、どうしたらいいのかとても悩ましいことですが、これでいいという回答はないのだと思います。最終的に、ご本人が意思表示をできなくなれば、私たちは、ご家族の思いに沿うようにしかできないのではないのでしょうか。

だから、ご本人が、私に心と体の性の不一致や性的指向を相談してくれても、私はご家族がそういうことを全然知らないようであれば、やはり言うことはできないし、言うべきではないと思っています。ご家族がその方を男性だというのであれば、ご本人から相談を受けていたとしても、私はご家族の言うとおりにせざるを得ないかなと思います。

性差のない戒名

石田 ありがとうございます。戒名、より正確には位号にはどうしても性差が出てしまい

ますが、性別にとられない位号があれば、そのような問題を回避することもできるかと思いますが、それについて何か考えはありますか？

戸松 性差がないというと、信士・信女に変わる位号を考えるとことだと思いますが、私は答える立場ではないというか、思いつきません。問題が生じるなら俗名でお葬式をするのがよいと思います。私ども僧侶の場合であれば、二字の戒名のあとに、だいたい和尚を用います。まさに性差はありません。今では、「尼」という文字も使ったり使わなかったりしますが。

子どもの場合には、児童や稚児の「児」の字や、「子」という字を使えば、性別に関係なく位号を贈ることができると思います。しかし、ある一定年齢以上は、信士・信女、大姉・居士となってくる。中学生あるいは高校生ぐらいになると、その性別が反映されてきます。これについて何か新しいものをといわれても、ちょっと考えるのが難しいですね。

石田 性差がない位号をつくるとしたらどういうアイデアがあるか、あるいはまたそれ自

体、つまり新しい位号を作るといふ考えそのものがどうなのだろうという見方もあるかとは思いますが、今岡先生はどういうふうにお考えでしょうか？

今岡 私が思うには、男性でもない、女性でもない新しいものをつくれと言われても、これはなかなか難しい。一応、そういうアイデアもあるのかと思って、考えてみたのですが、けれども、なかなか難しいと思います。

逆に、何かそこで新しい位号をつくり出すというのは、この人がLGBTの当事者であったということを残すことになるのではないかというふうに思うのです。将来、LGBTということが、もう当たり前の人格として扱われ、差別が全くなかった場合に、特にそれを区別するような位号が、昔あったとしたらどうでしょうか。差別するためにつくったわけではなくて、その人たちのために思って付けたものが、後の世の中になって「なんでこの時代にはこんなものを付けたのだ」という話にもなりかねないのではという危惧があります。特に新しいものをつくるというのは、あまりいい方策じゃないのかなと思います。

石田 ありがとうございます。戸松先生から何か捕捉はありますか。

戸松 私は先ほど言いましたとおり、いろいろと考えてみたのですけれども思い浮かびませんでした。例えば位号なしの戒名をつけたとして、これが浄土真宗さんだったら、釋何々となりますから、性別を気にせずに済むと思うのですが、位号付きの戒名でご供養を常々していると、誉号と道号だけとか、戒名だけとかになると、そういう形でお付けした経験がないから、供養がしづらいかなと思います。それ以外では、そのままの名前でお送りするっていう選択しか、私にはないかなという気がします。

石田 ありがとうございます。非常に難しい問題ですね。私たち自身も、歴史的な経緯があつて、今の戒名の付け方、位号や道号というものを当たり前のものだと思つているので、なかなかそういう思考方法を変えていくことは難しいと思います。実際、私たちが当事者の方々と、話をしてみて、どういうものがあるのかと考へてみるのもいいのかもしれない。そういう対話の中で、お坊さんとして、あるいはお寺として、あるいは教団として、そういう機会をつくりながら、新しいもの、ないしは当事者の希望にどういうふうにした

ら寄り添えるのかというのを考えていかなければならないのかなと感じています。現在ではまだそういう機会を得ることがなかなかできないので、これからの課題の一つといえるのかなと思いました。

三、仏前結婚式

はじめに

石田 それでは、この辺で戒名の話に一つ区切りを付けて、二つ目の話題として結婚式について考えてみたいと思います。お寺で行う仏前結婚式は浄土宗のホームページ(<https://jodo.or.jp/event/wedding/>)でも行事の一つとして結婚式を紹介しており、お坊さんの結婚式の多くは仏前で挙げられたものだと思います。また数は少ないかと思いますがお檀家さんの結婚式をお寺で執り行うこともあるでしょう。

そしてこれからは同性の方々が仏前結婚式を行ってほしいという依頼があるかもしれません。実際に、他宗派の寺院では仏前で同性結婚式を行っているお寺もありますし、他宗教でもそのような事例がみられます。日本キリスト教団新宿コミュニティ教会の牧師である中村吉基さんは同性の結婚式での司式を積極的に勤めていらっしゃる方ですが、彼は

キリスト教では同性の方々の結婚式を引き受ける教会は少なく、人前式という形式で結婚式を行う方が多かったと指摘をしています (<https://www.jasmac.co.jp/lgbtwedding/pastor/>)。このような指摘は、ある意味で、結婚式をきっかけとした宗教に触れる機会を奪ってきたと理解することもできましよう。その逆に、結婚式を仏前で行うことで、仏教の教えに、さらには浄土宗の教えに興味を持ってもらうことも可能であると思います。そして、そのような可能性はより多くの人々に開かれているべきものでしょう。

このように考えますと、浄土宗のお寺では男女の結婚式も、同性の結婚式ともに執り行うことができるというのは、教えを伝える一つの強みになるのではないかと思います。そこで同性の結婚式を依頼された場合に、私たちはどういう対応ができるかを考えたいと思います。

仏前結婚式について

まず、仏前結婚ということですが、両先生は仏式で結婚式を挙げられましたか。またその結婚式で思い当たったこと、あるいは良かったことがありましたら、少し思い出してお話を聞かせていただければと思うのですが、いかがでしょうか？

今岡 私が結婚したのは一九七二年なのですけれども、当時は仏式結婚式というのは、ほとんど言われておりませんで、仏式ということを誰かに示唆されたことはありませんでした。

戸松 師僧からもお話しはなかったのですか？

今岡 師僧からもないですね。当時は、そういうものは、基本的にあまり行われていなかったと思います。それで私は学生結婚をしまして、結婚式の場所は大学の学生会館で、形式としては人前結婚式といえます。

戸松 団塊の世代に多いですね。

今岡 そこで研究室の教授が・・・

戸松 証人ですな。

今岡 そう、証人になって、人前結婚式をするという、今ではあまりないような形の結婚式をさせていただきました。要するに、誰かが証明する。この二人がこれから一緒になって、新しい生活をするということを、何らかの形で誰かから承認を得るというのが、やっぱり結婚式の意味なのではないかなというふうに思います。そこには、いわゆる披露宴のようなものがなく、集まった人たち全員の目の前で、この二人は、これから一緒に暮らしていくんだっていうことを宣言するっていうのが、私にとっての結婚式であったということができません。

石田 ありがとうございます。戸松先生はいかがでしょう？

戸松 私は仏式結婚をしました。戒師、媒酌人とも僧侶で、いわゆる伝統的な、それは確か、私がチョイスしたんじゃないかって、もうそういうふうな流れというか、そういうふうにするものだというように話が進んでいったと思います。

ですから、仏前で花を供える行華あんげと焼香をしたときに、私の家内は寺の出身ではなくて、もともと小学校から大学までカトリックの学校に行っていたので、最初は非常に戸惑ったそうです。しかし別にキリスト教の信者というわけではないので、当然、お寺に嫁ぐからには仏式に従うということと、宗教的な問題もなかったですね。

実際に挙式をして一つ感じたのは、ご先祖さま、阿弥陀さまに結婚を誓い、戒師から有り難いお言葉を頂く経験はよかったですし、また印象に残ったのは、行華の中で二人で花を供え、それから指輪の交換の代わりにお数珠の交換をして、二人で誓詞朗読をしたことでした。結婚の意義を感じられて、非常に良かったなというふうに思いました。

石田 ありがとうございます。私はちょうどこの前、結婚式の戒師を依頼されて、初めて執り行ったんですけれども、自分が戒師という立場から結婚式を眺めていると、なかなかよくできているなという感じがしました。浄土宗であれば、ご先祖さまに結婚を報告するという場面と、ご本人たちに仏・法・僧に対する信仰を授ける三帰を受けていただき、日課誓約をしていただいて、念仏者としてしっかりと生きていく、あるいはまた夫婦の絆をしっかりと深めていくというようなことを、ご本尊さんの前で誓うというのは、とても

いい行事だと思います。

同性婚について

石田 それではその仏式での同性結婚式についてお聞きします。例えば築地の本願寺さんは仏前結婚式として同性の結婚式を行ったようです。その時には確か、同性結婚式ではなくて、パートナーシップ報告会というような形で名前を付けていたかと思います。また京都の臨濟宗のお寺さまでもホテルとタッグを組むような形で、外国から来られる同性の方々に結婚式を提供するというようなことが行われているようですが、浄土宗寺院でも同性の結婚式、例えば男同士、あるいは女性同士の結婚式というのを、執り行うのは可能だと思われませんか？

今岡 そうですね。よろしいのではないのでしょうか。今の、浄土宗の儀式のやり方ですと、どうしても男性と女性ということを念頭に置いた儀式になっていますから、多少アレンジしなくてはいけないところが出てくるのだと思います。しかし、それこそ誰の前でパートナーになることを宣言するということですから、浄土宗の場合ですと、両家の親族が集ま

って、そして、仏様の前で、両家の間柄を報告するというのが、一つの結婚式のあり方だと思いますね。

そこで両家というところを、もう少し簡単な形にして、当人同士の仏様の前で、パートナーシップの宣言というような形にしますと、男性同士でも女性同士でも、フリーな形でいろいろなことができるのではないのでしょうか。

私は、それに実は意義があると思うのです。やはり何か大いなる力の前で、関係性を宣言するということは、一大決心のいることだと思えますので、男性同士であれ、女性同士であれ、宣言をするということは、二人の関係を長く続けていくということに大きく寄与するのではないかと考えています。

石田　ありがとうございます。戸松先生は、いかがでしょうか？

戸松　私も全く同じ意見で、私は特に法然上人が浄土宗を開かれてお念仏の教えを説いた意味というのは、往生浄土に、人間の前について回る形容詞である、男女、貧富、貴賤など社会的条件を問わないということです。当時の社会通念は、伝統的社会制度の中でいる

いろなものが決まっていく。しかし、阿弥陀仏の救いという点で、お念仏以外の条件は一切問わなかった。それは、現在でも同様で、同性婚について悩んでいる人があるのであれば、積極的に働きかけていき、道を示していくことが良いと思います。

その場合、どちらが男だとか女だとか、こだわらない。具体的に例えば行華における花の数も同じ本数にしてもいいと思います。私は法式の専門家ではないので軽々しく言うことはできませんが、いろいろと考える余地はあるでしょう。お数珠の交換も同じ形のお数珠を交換すれば問題ありません。こう考えれば、同性婚であっても浄土宗の仏式結婚の形式を大きく変えないで、そのままできると思いますし、教えの面でも全く問題がないと思っっています。

私は、もし同性のパートナーは、普通に結婚式も挙げてもらえないのではないかと悩んでいる方がいらして、ご縁があるんだったら、積極的に広報してでも、仏前での同性婚をやっていくべきだと思います。浄土宗のお寺に行けば、安心して結婚式をお願いできるし、受け入れてくれる。性別や性差別のことでは、一切何も心配しなくてもいい、ということがわかるように広報するとよいですね。まさに今岡さんが言われたように、理屈を超えた、自分たちの先祖だったり、仏様だったり、何か大いなる力の見守りを頂けるといことは、

そういう方たちにも大きな安心を提供できるのかなと思います。

新しい家の形への対応とは？

石田 ありがとうございます。確かに儀式のやり方はアレンジができるというのは、本当にその通りですね。

その場合、実質、私も仏教教団、浄土宗は、よく個人の信仰ということを言いますが、実際には檀家と言われるように、寺院運営上は家を単位として管理といえいいんですけど、接することが多いと思います。そこで、家の概念というのは、やはり多くの方が、社会通念と言っているかどうかは難しいですが、お父さんがいて、お母さんがいて、子どもたちがいるというような形の家というのを想定していると思うのです。それが同性と変わったときに、ある意味で新しい家、家族の形というのができるのだと思うのですが、そういうようなことが起きたときに、お坊さんとしてあるいはお寺としてどういう対応が可能でしょうか。

例えば、お墓でいえば、同性のパートナーでの結婚となれば、代が続かなくなってしまう心配を感じることが多いと思います。そういう中で、同性で結婚される方が出てきて、

それを認めたという場合に、お寺あるいは任職として、どういうケアや宗教的な関わり方ができるのだろうかということを考えてしまいますが、何かこうアイデアとか考えがあればお聞かせ願いたいんですがいかがでしょうか？

今岡 そうですね。その家の問題ってというのは、家と個人化という問題の、一つの流れの中で考えていかなければいけない気がします。家の中で、それぞれが自立して、個々として生活していくという一つのスタイルが現代化、近代化した家族像として挙げられ、そういう姿を多くの人は目指しています。

それはそれで社会の現象として進んでいくことであり、我々は止めることができませんね。けれども、我々は、寺院の任職として見た場合に、一軒の家としてずっと継続的に浄土宗の教えを信仰していただくということ、信仰が続いていくことが、非常に望ましいというふうに考えています。

しかし、これからそれが難しいとなると、多様な家族像に対応していくということが我々には必要です。今までは、家の中の誰か一人をつかんでおけば、その家全体に情報が行き渡るといのが、檀家制度だと思えますが、そうではなくて、家の中の個人個人に、

それぞれお寺のほうから接触していくことが重要です。例えば、同性同士のパートナーシップを持った一つの家庭というのは、非常に新しい形の家族像だと思うんです。そういう家族像の多様化に、我々はすべて対応していかなくてはいけないと思いますので、気持ちの上では、あまり変わらないでほしいと思いつつ、やはり変わっていく姿には対応していかなければいけないだろうと考えます。

戸松 一般に家というものは、いわゆる夫婦を基本としていると考えられています。今までは夫婦というと、男性と女性の組み合わせであり、そこに子どもが生まれて、また同じ戸籍に家族の名前が記されていく。そういう「家」の理解があつて、実際に公営の墓地などを使用する条件になっていたと思います。そういった関係の子どもや親族がなく承継できない方は、養子縁組をすることになるかと思うのですが、公営墓地は養子縁組でも継承できましたか？

今岡 できますよ。今は六親等以内であれば、誰でも入れることになっている墓地がほとんどです。公営の墓地もおおよそそうですよ。⁽¹⁾

戸松 六親等でも墓地への受け入れが可能になってます？

今岡 なってますよ。

戸松 でも、戸籍に、その親族であることがわかるような、もしくは、親等がわかるような記載がなければ駄目でしょう。

今岡 六親等以内です。だから六親等以内さえ分かれば・・・

戸松 それはどこの地域でも、東京都でもそうですか。

今岡 どこでもそう。

戸松 どこでも、入れますか？

今岡 入れますよ。でも、それを知らない人が多いのです。

戸松 そうですか。実際には三親等という制限があつて、お寺でも長男が先祖の墓を継承し、次男は別にお墓を取れとか、過去にはそういうことが言われてきたと思います。そして、徐々に個人墓に別れていったと思います。もし、三親等などの制限が緩和されているなら、今はお墓を継承する人が減っていく中で、逆にお寺では、少しでもその家にご縁があればお墓に入ってもらおうということもできます。

実際に、私もそういうふうに頼まれたこともあります。公営の墓地には墓地使用の制限があつたりするので、なかなか難しいのです。お寺であれば、住職の裁量である程度のことができますから。そういう観点からすると、寺院墓地の場合は、このジェンダーだけの問題にかぎらず、新しい家族のあり方とか、関係性のあり方とかを幅広く受け入れることができるのかなと思います。

これまで事情があつて公的なサポートを受けられなかった方や、社会通念上の家族等の資格を持っていない方たちにしてみれば、お寺は駆け込み寺として、そういうことにとら

われずにきちんとお付き合いができると思うのです。ですから、これからは多様な家族の形態を積極的に受け入れていく方針を広報して、世の中に知らせなければならぬと思っています。皆さんに分かるように、どんどん広報して、そういった活動を進めていくべきだと思います。また、そういう方々は合葬墓だとか、永代供養墓だとかで受け入れていくのが現状ではよいと考えます。

石田　ありがとうございます。同性で仏前結婚式を挙げた方々、それは同性じゃなくても当然だとは思いますが、お寺で結婚式を挙げられた方がいた時に、それが檀家さんであれば、その方がお亡くなりになるまでお付き合いしていくということが、やはり大事なことだと思います。そして同性でパートナー関係を築いた方々が、最後に入るお墓のことで、何か心配があるということは、あまり望ましくない状況だと思えます。

それで今みたいな質問をさせていただきました。新しい家族像といいますが、社会がちょっとずつだけ確実に変化していく中で、私どもは、アンテナを張り巡らせて、いろんなことを吸収しなければ駄目だなと、今、話を聞きながら思いました。

四、おわりに

石田 最後に、まとめに入りたいと思います。LGBTの方に限らず、世の中で生きづらさを抱える人が安心して訪れることができる場所というのが、望ましいお寺の在り方であると思います。

例えば、障害者の方に対しては、バリアフリーという形で、車いすでお墓参りができるとか、スロープを付けるとか、何かしら対応されているお寺さんも増えて来たと思います。その一方で、今日お話ししたような、いわゆる性的なマイノリティーの方、LGBTの方、その他にも心の病を抱えているような方、こういう方々は一般社会で何かしらの偏見を受けながら生活を送らなければならないことが多いのだと思います。そういう方々にとって、お寺が安心できる場所であるためには、どういふことを住職やお坊さんは心がければよいのかなと考えてしまいます。あるいは、お寺がそういう方々のために、どういう場所であればいいのかなとも思います。そういうことについて何かお考えはあるでしょうか？

今岡 来る者を拒まずというんですかね。要するにお寺というのは、いつでも門戸を開放していて、どんな人でも入ってこれるといふ、それが一つの姿なのではないかと思うんで

す。お寺が、LGBTだからといって、お参りに来る人を制限するというのも、逆に言う
と非常に難しいことではないでしょうか。要するに来る者は拒まずなんですよ。親戚の人
のところにお参りに来た人がレズビアンだから、うちはそれを受け付けませんということ
が、実際にできるんですかということですよ。そんなことはできやしないよ。

だから、受け入れるのが当然だというふうに思うんです。それは、その積極的に受け入
れて、じゃあうちは、LGBTの方々を歓迎する寺ですという看板を上げることがあって
もいいですけど、それは、特別なケースだと思っんです。特別なケースで、そういうお寺
ばかりある必要はなくて、そういうお寺があつて、そういう人たちに、いつでも積極的
に差し伸べる手を持っているということも必要だと思ひますが、一般的な寺院においては、
差別をしなくて、誰でも来た人を歓迎して受け入れるっていう姿勢を持つてほしいと思
ひます。

石田 ありがとうございます。戸松先生はいかがでしょう。

戸松 その通りで、LGBTというのは一つの例であつて、その他にもいろんな方々が

ます。お檀家になっても、もしかしたら、全く収入がなくてご寄付もお願いできそうになり方や、護寺会費を納めるのもやっとの方、そういう経済的に弱い立場にある方がいます。それから体に障害があつて、お子さんもなく困っている方もいます。何ていったらいいのでしょうか、社会的に弱い立場であつたとしても、やはり今岡さんが話されたように、私たちは常に、その人をそのまま受け止めて、受け入れることが大切です。やはり、来た方すべてを受け入れてお話を伺ひし、最大限その人々の要望に対応していくという、その思いとか姿勢が伝わるのが重要なのではないのでしょうか。

それと、もう一つ問題になるのは、住職も人間ですから、そういう人たちが苦手だという人もいると思います。例えば、路上で生活しているような風貌で、お風呂にもう一月以上も入っていない、見るからに不衛生な感じの人が電車に乗ってきて隣に座ったら、私も席を立つかもしれない。人間ですから、そういう本能的に苦手なことは私たちにもあるのだと思います。ですから、すべての住職が、それぞれ同じような対応を、今岡さんも言うように、できる必要はないのです。

もし、そういう方が相談に見えて、自分に苦手意識が出てしまうのであれば、例えば心の準備をしている間は寺族に対応をお願いするとか、いくらでも対応方法はあるでしょう。

何もかも自分で対応しなくてもよいのだと思います。その方たちにとって失礼がなくて、お寺が門を閉ざしていないことを伝えることが大事なことです。ただ、いろいろな事情をかかえている方たちがいて、どういうふうに感じて、何を思われているかということ、私たち僧侶が考え知ろうとすることが重要です。

私は今回の総研叢書を作るにあたり、いろいろと新しい知識を得ました。自分自身これまでかなりいろいろな立場の人と接してきたつもりでしたが、今回、トランスジェンダーということに関しては、石田さんや皆さんと話をしている「戸松さんの考え方は違ってますよ」と指摘を受けたように、理解しているつもりでいて分かっていないということもあります。やはり私たちは、なるべくアンテナを張って勉強をし、相手に悲しい嫌な思いをさせないような対応をするのが重要だなというふうに思います。

石田 困っていることが目に見えるのであれば、私たちも手伝ったり、手を差し伸べたりしやすいと言えるかと思います。一方、LGBTの方々が抱える生き難さは、私たちには見えにくく、ともしれば見逃してしまうこともあるでしょう。住職として、そういう方々についての情報を集めることや、あるいは言葉が難しいですが、身の回りにそういう方々

がいるんだという想像力を持つことが必要だと思います。最初に言うべきであったかもしれませんが、電通の調査によれば日本では全人口の七パーセントがLGBTの当事者とのことです。つまり一〇〇人いると七人は該当する人々だということです。たとえば、施餓鬼会などに参拝し、法話を聞いている人々の中にそういう方々がいるかもしれないということです。

我々は、そういう想像力を働かせていく必要があるのではと思うのですが、最後にもう一度、このLGBT、いわゆる性的マイノリティーといわれて、社会的に受け入れられず、孤独感や苦しみを抱いている方に対して、お寺ができること、お坊さんが気を付けるべきことのまとめとして、最後に今岡先生と戸松先生から一言ずつお願いしたいと思います。

今岡 まず、そのLGBTというものが、そういう人たちが、世の中にいるのだということとを、やはり正しい知識をまず皆さんに持っていたきたいというふうに思います。

実際にいるという現実がありますけれども、みんな一人一人きちっとした人間なんですよ。それを例えばレズビアンだってレットルを貼ってしまっただけ、少数者として扱うというのが、今の世の中なんじゃないかなというふうに思うのです。そうじゃなくて、そういう

指向を持った人というのは、どういう人なのかなとか、人間として付き合う、人間として相手に興味を持つべきです。興味を持つというのは、面白半分ではなくて、人となり、この人はどういうふうな考え方をするのかというようなことに、興味を持っていただく。

それは、お檀家さんの中にもいるかもしれないし、日々、接しているどこかにいるかもしれない。でも、そういうことを含めて、その人がどういう人だと理解することは、最初にあった、法名を付けるときだとか、最後にその人を送るときだとかいう時に、必ず役に立ちます。要するに、人間として、それぞれの人に興味を持ってもらいたい。それは、大変なことです。労力がある。だから、普通は、みんなレッテル、ラベルを貼ってしまうのです。この人はどういう人って、そのラベルを貼ったものが、固定的になって、それがそのいろいろな問題を起こすのだと思うのです。

そうではなくて、その人自体に人間としてそれぞれ興味を持ちながら接していくという態度があれば、いいのではないかなと、私はそういうふうに思います。

石田 ありがとうございます。戸松先生はいかがでしょうか。

戸松 私もその通りだと思います。やはり私たちは、その人にレッテルを貼ったり、ラベルを貼ったりして分類することで、いろいろな場面に対応しやすくしてきたというのがあ
ると思うのです。

しかし、法然上人の教えはまさに、そういうレッテル、ラベルを全部剥がして、その人
そのものを見るということを説いているのです。けれどもそれは簡単ではありません。他
者との関係性を築いていくなかで、その人ひとりひとりに対する責任、あるいは覚悟も必
要になってくるので、「その人そのものを見ること」は簡単なことではないのです。です
から、私たちはその人そのものを見ることができなくても、やろうとする姿勢、レッテル
ラベルを全部剥がして相手との関係を築こうとする姿勢を持つことが大切だと思います。
そういった真摯な姿勢をみせることによって、LGBTの方たちにとっても、安心感や、
受け入れてもらえる喜びといったことを与えられるのだと思います。

私がアメリカに留学していたときのことですが、ある授業に出た時に、「私はレズビア
ンですけれども、レズビアン の価値観で言う と、先生の解釈は間違っています」と言っ
た人がいました。留学して初めの授業だったので、私は思わず振り返ったのです。振り返っ
ているのは私一人だけでした。ここにもその何ていうのでしょうか、アメリカと日本の文

化的な違いというものを感じました。アメリカではその当時から、大学の掲示板には、公認の学生クラブの最初に「ゲイアンドレズビアンクラブ」というのが出ていて、それです。ずシヨックを受けました。そういう掲示が当たり前である世の中に、これからの日本も変わってくる可能性はあります。そうすると、私はレズビアンです、と言われたときに、それは特別なことではなく誰も振り向かないような自然なことになる。お寺でもやはりそういうことが望まれるのでしょうか。住職にも打ち明けてもらえる、話をしていただける、そういう時代が来るのだと思います。私たち僧侶もそういう心持ちでいられるように学びを深めなくてはいけないし、それから学んだだけでは、頭では分かってもどう接したらよいのかわからないので、実際にその方々と接し、経験を積み重ねていかないといけません。

浄土宗としても、これからはそういう研修会とか、講習会とかで、当事者の方に来ていただいて、生の声を聞いたりすることが必要であると考えています。

石田 ありがとうございます。今、話を聞いているなかで、人と人との付き合いを大切にすることが、お坊さんのあり方なんだと思いました。それこそ、先ほど言った、女

性とか、男性とか、子どもとか、大人とかを抜きにして、その人に向き合う、あるいはまたその人と共に仏様と向き合うと言いましょうか、そういうことが大事なのですね。今日は長時間にわたりまして、お二人の先生、どうもありがとうございました。

註

(1) 以下、公営墓地に埋葬できる遺骨と使用者の関係について、例えば都立霊園の公式サイト (https://www.rokkyo-park.or.jp/reien/use/current_user/process01.html) には「都立霊園に納骨することができる遺骨は、原則として使用者の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）の遺骨です」と規定されている。また『Q & A 墓地・納骨堂をめぐる法律実務』（新日本法規出版、二〇〇一年）でもこの規定を紹介し「他の、公営墓地もおおむね都営霊園と同じような規定を設けています」（一〇三頁）と紹介している。

コラム 当事者の言葉②―浄土宗教師篇―

性的マイノリティーの存在を縁遠いものと感じている方も多いと思いますが、浄土宗教師や檀信徒の中にも、当事者の方がいます。養成課程を歩み、加行を受け、教師となった当事者が、修行の中で感じた違和感や改善点、さらに僧侶となって感じた思いを以下に紹介します。

当事者として感じた違和感や改善点

私が当事者だからといって感じた違和感はありません。養成道場、また加行でも指導をいただいたすべての方々から私の性に対して平等な対応と尊重をしていただきました。

特にそれを実感したエピソードがあります。浄土宗の法式では男女で作法が異なるところがあります。例えば香炉をまたぐ触香の作法や血判などは男女で使用する手や足が左右違います。私の知り合いには自身の身体の性と心の性に違和感を覚えている人、また私を含め、自分の性にとらわれない価値観を持った人がたくさんいます。私自身は男性でも女性でもない、自分は自分で性別に分けられない特別な個人だという概念が一番合っていると思います。

加行の際に、そのような自分が「真摯に法要に参加する、もしくは人々を導く際にはどうしたら良いでしょうか」と先生に伺いました。先生は「法式の型が一番重要なことではない。法然上人の教えは『どんな人でも平等に救われる』ということが一番大事なのだ、だから男女で差がある場面は好きな方を選んで行えばいい」とおっしゃいました。また、そのメッセージを伝えるためには私の性別は関係ないと教えてくださいました。私は浄土宗ではすべての人が平等である、差別や力の差が存在しないという部分を心から誇りに思います。私が修行中を省みて感じるのは大きな感謝の気持ちです。

改善点について

性の多様性という観点から修行者を考慮した場合、入浴方法などに改善点があると思います。心と身体の性に違和感を覚えている人は、他の修行者と一緒にお風呂に入ることには抵抗がある人もいますからです。同性愛者にとってはみんなとお風呂に入ることが修行の妨げにもなり兼ねません。

また身体が男性で心は女性、その逆の、身体は女性で心は男性といった、トランスジェンダーの人はどのような基準に従って浴室を選択すれば良いのでしょうか？あるいは、他

の人とお風呂に入ることとはもちろん、同室で着替えをすることにも抵抗を感じる人もいます。このような人たちには入浴時間をずらす、更衣室を設けるなどの配慮ができるでしょう。またトイレに関して、男女関係なく誰でも使える「だれでもトイレ」の設置が必要だと思います。

そして当たり前の事ですが、女性が全ての分野において男性と対等であることは基本です。このことはセクシュアリティの問題を論ずると本質は同じです。養成道場では女性は剃髪しなくても良い規則ですが、女性を優遇するということで彼女たちを弱者と決めつけて、権利を奪うことになるのです。本当に女性を尊重するのであれば、男性と対等の扱いが基本です。特別扱いすることは彼女たちの立場を下げることになり、失礼にあたることなのです。道場の最中に、私は周りの男僧から剃髪を嫌がる声をどれほど聞いたことでしょうか。そもそも女性は本当に身体的に弱いのでしょうか？男性でも体力的に自信のない人もいるのです。

僧侶になって感じていること

私が僧侶になって感じたことは世界から寄せられた愛と感謝の気持ちです。私は「あり

のままの自分でいることの大切さ」を発信していますが、多くの人からの多大なる応援と感銘のメッセージを頂いています。ある方から「宗教の間違った解釈のせいで同性愛者である自分を認めることができず苦しい気持ちだったけれど、僧侶であるあなたのメッセージを読んで救われた」という声も聞きました。仏教の他宗派の同性愛者の僧侶の方からも「私も同じ境遇なので心強い」という感銘の声を伺いました。

仏教の教えは普遍的なのですが、そのあり様は時代や国、地域によって変化してきました。日本以外の国では僧侶が結婚したり、お金に触れることができないう宗派もたくさんあります。日本国内でも宗教によっては異なる習慣や信念が存在し、理解し合うことが難しいこともあります。しかし他宗派や他宗教を尊重することが宗教の基礎であると私は思います。自分の生き方は自分で決定する。そして、その権利を全ての人にも認めることが大切です。人々に意見の違いが生まれるのは、それに至った過程や個々の環境などの違いによるものでもあります。相手の状況は私たちにはわかり得ないことです。他者の人生を、私たち自身がそのまま生きることができない限り、私たちは他者を批判することはできないのです。そしてまた他者が私たちを蔑むことのできる権利もあります。まずは自分たち、そしてすべての人を無条件に尊重することが大切なのです。

国際交流が盛んになった現代では、自分たちとは違う文化や価値観を尊重する重要性が高まっています。このことは様々なセクシュアリティの人々を理解することと根本は同じです。

お寺やお坊さんが様々なセクシュアリティの方々にごどのような存在、あるいは場所であるべきか、そしてその理由

大切なことは「多様な人の存在を正しく知る」ということです。全てを一括りにすることは不正確なのです。体格や年齢など個々の特徴を理解することも大切です。差別や偏見は無知から起こるものです。修行中に、過去帳を非公開にして檀家さんのプライバシーを守ることに学びましたが、私はすべての人を守るという意識が必要だと思っています。お坊さんは周りで、もしも偏見や差別を目の当りにしたら間違いを訂正し、他人を守る愛を示す手本になることが出来ます。

同性愛の歴史を見ると、室町時代に生きた一休宗純は、男性同士の性行為に関しての漢詩を多数残しています。また江戸時代にも衆道と呼ばれる男性同士の愛についての歴史が記述や浮世絵などで存在しています。日本に限らず、中国や韓国でも中世では男女にとら

われない柔軟な性の観念が存在していたと言われています。日本労働組合総合連合会が二〇一六年に行った「LGBTに関する職場の意識調査」によると、同性愛者は人口の8%ほどいるという結果でした。これは左利きの人、(日本人の) A B型の血液型の人と同じくらいの割合になるそうです。性の個性とは世界をより色鮮やかに、平和にするために生まれた必然的な存在なのです。

同性愛者に限らず、海外にルーツを持つ人、HIV/AIDS患者を含め、病気の人や障害者、他宗派や他宗教を信仰する人に対する正しい理解が私たちには不可欠です。なぜなら、そういう人が存在するからです。正しい知識があれば差別や偏見は存在しないのです。

寺院に関しては、右にも挙げましたが、性別や身体に関係なく、誰でも使える「だれでもトイレ」の設置は多くの人に仏教の寛容さをアピールできると思います。

仏教は差別の存在しない宗教です。他の宗教には性の多様性を否定するものもあり、幼少の頃からそのような信仰に触れて育つたために、罪悪感を持ちながら生き続けている人もいるのです。このような理由で仏教は、宗教的な理由で自分らしくいられない海外の人々からとても注目されており、信者が増えています。また浄土宗は念仏を旨とする易行

道で、より多くの人が日常的な心の支えとすることのできる教えです。すべての人が平等に救われるという阿弥陀様の教えは、国際的に人々を救う希望なのです。そのような教えを信仰する私たち浄土宗教師にはすべての人々を認め、性別や性的指向を隠す必要がない安全な居場所を作り、守ることが求められています。海外の仏教徒たちは性の多様性を支持する活動を率先して行い、学んでいます。そして阿弥陀様の教えを持つ浄土宗こそ、宗教的、社会的に悩むすべての人を救う宗派として国際的なリーダーになれるのです。浄土宗の可能性の大きさを感じています。

■ 第3章

法要儀式における性差

第三章 法要儀式における性差

一、はじめに

宮坂 袖山先生、西城先生、石田先生、こんにちは。本書は、浄土宗総合研究所のメンバーがディスカッションする形式でLGBTの問題を考えています。この章では、第一章、第二章をうけまして、「法要儀式における性差」をテーマとして、私たち浄土宗教師が深く関与する道場にLGBT当事者がいた場合についての対応を考えてみたいと思います。司会を私、宮坂が担当し、袖山榮輝主任研究員、西城宗隆専任研究員、第二章で司会をした石田一裕研究員とともにこのテーマに臨んでいきたいと思っています。

西城研究員は浄土宗総合研究所の法式研究に長年携わっていらつしゃるといってお立場で、袖山研究員はインドの仏教から現在の浄土宗にいたるまで、幅広い知見を有している立場で、また石田研究員には第二章との関りを踏まえながら、それぞれお考えやお答えを述べていただければと思います。

二、仏教における性差

宮坂 まず法要儀式での性差についての対応を考える前に、仏教の歴史における男女の性差を考えてみたいと思います。仏教における男女の差別として指摘されるのは、戒律の条目の数だと思えます。一般的に、男性出家修行者である比丘の具足すべき戒が二百五十戒、それに対して女性出家修行者である比丘尼は三百八十八戒とされています。また、女性には出家準備期間として式叉摩那しきしゃまなというものが設けられています。袖山先生はこのような違いをどうとらえていますか？

袖山 「性」と一言でいっても「社会的な性」と「生物学的な性」があるように思うのです。仏教の戒律に男女の差が設けられているのは、生物学的な性に対応するためであると推測できます。式叉摩那は妊娠という女性特有の状況を見定めるために設けられたものであり、ここでも生物学的な性が問題となっていると考えることができます。もちろん、戒律が定められたのは古代インドであり、社会的に女性の立場が弱いものであったことは十分に想定できますが、集団として出家生活を営み、修行を進めるにあたっては、やはり生物学的な性を考慮する必要があると思います。

特にさとりを目的とした修行生活においては、性欲は深刻な問題だったと思います。人間には基本的欲求として、食欲と同じくらい性欲はあるわけです。釈尊は男性ですから、男性としてそうしたもののへのコントロールの仕方はわかる。でも女性のことはわからない。釈尊として「わからないことは語りようがない」でしょうから、さとりを獲得する上での性差について言及しなかったのではないかと考えています。

宮坂 戒律が前提としているのは身体的な性の問題であり、女性を差別することが目的ではないということですね。

袖山 そうだと思えます。まずもって、男性出家者である比丘と女性出家者である比丘尼を分けていますが、これは「男性だから」「女性だから」という違いで分けていたわけではなく、「教団」という集団の中に、性の対象となる異性が混在していることが、さとりを目指す上で好ましくない、という判断であったからだと考えられます。このことは釈尊が養母であるマハーパジャーパティ（摩訶波闍波提）が比丘尼になることに反対をしていて、弟子の阿難が取りなした、という事実からも見て取ることが出来ます。

ここでの問題は女性が出家することであるというよりも、男性出家者と女性出家者が一緒に修行をするということが、お互いに良くないのではと考えたのだと思います。ただ、釈尊の基本的な立場は、男性も女性も性差関係なくさとることができるといえる、というものです。最終的に、マハーパジャーパティーの出家を許すわけですが、さとりに向けた修行を円滑に進めるために、男女が別々の集団で出家生活を行うこととしたのでしょう。

そうして、現在でいうところの男僧と尼僧が分かれて修行生活を送ることとなり、それぞれの集団の中で起こった問題に対して「これは禁止しましょう」という事例が積み重なっていった結果、戒の条目数に違いが生まれました。つまり「男女で差をつける」ということが最初から目的であったわけではなく、それぞれの必要に応じて異なる戒律の体系が定められたと思うのです。

西城 私も「男女の差をつけよう」という意図ではなかったと考えます。

石田 両先生の意見におおむね同意ですが、今日ここにいる私たちは全員男性であり、仏教が有する女性への差別を当事者として感じにくいという側面はあるかもしれません。仏

教の歴史の中で女性の教団が生まれ、また女性修行者の言葉を集めた『テールীগーター』の中には、煩惱から解放された女性修行者の言葉が紹介され、大変感銘を受けます。しかし、女性が女性のままで仏にはなれないといった「変成男子」の教説など、女性の方にとって受け入れにくい一面もあるかと思えます。そのあたりを意識しながら、苦からの脱却という釈尊の教えの本質を、しっかりと理解していくことが肝要なのかなと感じています。

宮坂 ありがとうございます。戒の条目数が違うことについて、実際に起こったことに対して「これは止めようよ」というように加えていった結果、現存する数になったと聞いたことがあります。袖山先生このあたりはどう思われますか？

袖山 基本的にはそういった流れですよ。むしろ女性に対して当時の仏教は極めて先進的というか、先駆的であったと思います。だって女性の出家が認められたわけですから。これは革新的とも言えます。中村元先生は「教団の構成において女性に男性と対等の地位が与えられていたのは、やはりゴータマの主張した宗教上の平等主義にもとづくのである」

〔中村元『原始仏教の生活倫理』一二二頁。中村元選集／第十五卷、春秋社、一九七二〕と指摘し、さらに「婦人の哲学者がいるということは、ギリシア人にとっては驚異的であった」（同上）とインドの宗教の特徴を述べています。この「婦人の哲学者」の中には仏教教団の尼僧も含まれていたのでしょうか。当時の世界宗教の中で仏教には先鋭性があったということだと思えます。

三、実際の儀式における性差

宮坂 先ほどの戒の条目数で言えば、出家者には男女で差があるのに、出家準備期間の沙弥・沙弥尼、そして在家信仰者である優婆塞・優婆夷はまったく同じ条目数となっている。これは出家と在家の間で男女の差があることを意味するように思います。現在、浄土宗の教師を目指す場合や、在家の信者さんの場合で、何か作法において男性と女性で区別しているものはありますか？

西城 教師資格を取得するための伝宗伝戒道場（加行道場）でも、檀信徒がお受けになる授戒会や五重相伝会にしても、男女で作法に違いがあるのは象をかたどった香炉（象香

炬)をまたぐ「触香」の作法と母印を押す「血判」の作法との二つくらいでしょう。

宮坂 触香や血判の作法で男女差があるというのは、具体的にいうとどういう違いになるでしょうか？

西城 いずれも「男左女右」というしきたりが伝えられていて、触香は男性が左足でまたぎ、女性が右足でまたぐ、作法になっています。また、これから先の人生において、一日何遍のお念仏をお称えるかを誓う日課誓約などでは、誓った数の下に血判を押すのですが、これも男左女右に従った作法になっており、男性は左手の親指で、女性は右手の親指、または薬指で、それぞれ印を押すことになります。

宮坂 そうした作法の違いの由来についてはどのようになっているのでしょうか？

西城 伝法に関することなので、書き残した記録というのがそれほど無いというのが実情です。詳しい話や経緯は省略しますが、触香についての記載を法式に関する主な書で確認

をみると、記載があるものとなないものにわかれます。具体例として、記載がないのが道誠の『釈氏要覧』（天禧三（一〇一九）年成立）、必夢『諸回向宝鑑』（元禄一一（一六九八）年成立）、金井秀道『浄土苾芻宝庫』（明治二八（一八九五）年成立）、隆円（一七五九〜一八三四）が記した『吉水写瓶訣』と『浄業信法訣』などであり、また増上寺に伝わる法式等が記されている千葉満定『浄土宗法式精要』（大正一一（一九二二）年）にも記載はありません。

一方で記載があるのが妙瑞（〜一七八七）『化他五重相伝口決』、立道（一七五五〜一八三六）『真葛伝語』、神谷大周『結縁五重筌蹄』（明治二八（一八九五）年）などは男性が左で女性が右で行う、といった記述がみられます。興味深いのは『西圓寺蔵版 化他五重密室道場式』（大正四（一九一五）年）でして、ここには男女とも右足でまたぐと記されています。

ちなみに昭和一四年に改訂される浄土宗『法要集』の申し合わせを記したものと、とされる堀井慶雅の『法式教案』（昭和一三（一九三八）年）には「男子は左足を先に薰じ右足を次にす。女人は右足を先にするものなり」という記述があるのに、翌年発行の浄土宗の『法要集』には記載がありません。これも伝法に関することなので触れにくいという事情

があるのでしよう。このように法式に関わる書物を見ても、記載の有無が分かれている状況ですので、書物を追うことでその由来にたどり着けるかといったら、正直わかりません。宮坂 それでは、西城先生はそのような男女の作法の違いがどこから出てきたとお考えでしょうか？

西城 恐らく、中国から影響を受けたのではと思います。ただ中村元氏は「現代インドでは、宗教上の集会、大学のクラスなどでは講壇に向かって左のほうに男性が集まって坐し、右のほうに婦人が集まって坐し、はっきりわかれている。これがどの時代にもまで遡れる習俗であるか不明であるが、あるいはゴータマ・ブツダの時代にも行われていたのではないか」と思い、一つの問題として記しておく」（『講座佛教思想 第四卷「人間論・心理学」』理想社、一九七五）と述べています。これからみると、『礼記』の「男女七歳にして席を同じうせず」という儒教思想だけによるものでもなさそうです。五重相伝会の勧誡・伝法・暗夜道場の時には、男女別に座ることがあります。これも昔からの男女をわける風習の一つでしょう。

袖山　そうですね、同様の理由ですが、昔はそうした道場を行うときに宿泊を伴う場合も多かったことも関係していると思います。やはり道場という環境では、男性と女性は分ける必要があったのでしょうか。

宮坂　教義的な理由というよりは、必要に迫られて設けられた男女の区別が、作法にも影響してきた、ということでしょうか？

西城　先ほど書物名を挙げてお話しましたが、歴史的に調べてみても合理的な意味は見受けられない、といえるかもしれません。神谷大周は、陰陽の順次に依っていると記しています。妙瑞は男左女右で西圓寺版はすべて右足からと記されています。このように男左女右が共通認識として定まったのも、近代に入ってからのようです。ただ慣習や各種道場での決まり事として代々行われてきたことは事実であり、この触香の意義と性差異を勘案することも必要でしょう。

石田 作法というのは、やはり教えをもとにして、それを身体で表現するということだと思います。浄土宗では法然上人が万人の救済を説き、あらゆる人々の平等な往生を示したということがよく言われます。そうである以上は、やはり作法や儀式において、その理解が反映されたものになっていることが望ましいのかなと思います。西城先生のおっしゃる通り、道場における決まりごとは十分に尊重されるべきですが、教理的な裏付けを持たない作法については、男女で統一を図っていくということも考えてよいのではないのでしょうか。

宮坂 先ほどの作法の違いについては、袖山先生のお生まれは真言宗豊山派のお寺さんですが、真言宗さんでは触香で男女の差異はあったのでしょうか？

袖山 身を淨める作法の一つである塗香は沢山やりましたが、触香をまたぐことに関しては特別な儀礼のときのみで、男性でも女性でも右足からまたいでいたと記憶しています。

西城 真言宗豊山派さんや天台宗さんは、象香炉が置いてあっても、浄土宗の触香の作法

のようにまたぐことを行っていないというように聞いたことがあります。近年、五重相伝の場合は車椅子または足の不自由な方のために、バリアフリーの象香炉（凹状態のところ）に置いて、床面を平らにしておく）を常設している寺院があります。性差異をはじめ、今後このような対応が必要かと思えます。

四、まとめ

宮坂 さて、現在浄土宗の各種道場で行われている儀礼の中での男女差について確認しながらお話しをしてきましたが、まとめに入っていきたいと思えます。

ここまでのお話しでまず確認しておきたいのは、仏教でも、浄土宗でも性差による価値観付けはしていない、ということでしょうか？

袖山 はい。さとりという事、念仏往生という事において、なんら性差は関係ありません。法然上人が仰るのは、お念仏をお称えるかしないか、それにより往生がかなうか、かなわないか、という一点です。つまり、念仏往生については男も女もありません。LGBT当事者の方も同様であり、お念仏を称えることで往生することができます。さらに法然上

人は、日常の生活に関して男女の差というものを特に述べてはいません。お念仏をお称えすることが主であって、お念仏をしやすい環境を求めべき、としかおっしゃらない。

宮坂 「現世を過ぐべき様は、念仏の申されん方によりて過ぐべし（現世の過ごし方としては、念仏がよく称えられるように過ごすのがよいのです）」の御法語の通りということですね。実際の加行や五重相伝などの道場生活、という場面ではどのように考えられますか？

袖山 道場での生活を鑑みるとやはり一定の基準を作らざるを得ないと思います。そうやってくると現状では「戸籍上の性」に統一するしかない気もします。修行道場である以上、一定のルール・線引きは必要ですから。ちなみに真言宗豊山派では加行の指導ができる阿闍梨がいるお寺であれば、どこでも加行道場を開設できることとなっています。女性のみを加行僧二人とか三人での道場も開かれたとも聞いています。こうした道場では、宿泊や入浴など日常生活に関して男女差を意識する必要がありません。修行内容についてはまったく同じに行われているはずですよ。もっとも、現在の浄土宗では伝宗伝戒道場を開設でき

る寺院は限られています。年一回の開設ですから、大人数での道場にならざるをえません。その中、様々な事情を抱える人がいることは当然ですから、道場での生活に専心してもらうという観点から、個別に対応するのが現実的かと思えます。

石田 修行において性差ということは本質的な問題ではありません。LGBTの修行者に対して修行生活における何らかの配慮をしたとしても、それは修行内容に影響するものではありません。少しの工夫で修行に集中することができるのであれば、それは好ましいことでしょう。袖山先生がおっしゃるように個別に対応するのも一案ですが、現在の道場の形式で対応できない方に対しては、より修行に集中できる方法を模索し、教師を目指す新たな道場を用意することも一案かと思えます。

宮坂 一方で、そうした事情は、配慮されるべき事項であるかもしれないけれど、それにより伝宗伝戒、あるいは相伝の道場としての本質が歪められてしまうのでは本末転倒という意見もあるかと思いますが。「新たな道」を用意することで、本質は歪められずに対応することが出来るのでは、ということでしょうか？

石田 L G B Tの問題に限らず、どのような人が来ても対応できる仕組みが道場、さらにはお寺にあることが理想的だと思います。

今すぐに養成道場の仕組みや、伝宗伝戒道場のやり方を変えることは難しいのかもしれませんが、多様な現状を直視し、柔軟な対応策を打ち出す方向性で、そのあり方を考えるといいかもしれませんね。あくまでも道場生活を送る方を第一に考え、修行者たちが自身身の修行に専念できる環境を整えるという事が肝心です。作法において性別で左右の違いがあるとういうことにとらわれ、円滑に修行をできないということのほうが、よっぽど本末転倒だと思います。L G B Tの方以外に、たとえば事故で両腕を失った人、あるいは車いすでしか行動できない人が道場に参加した時に、私たちはどのように迎え入れるべきでしょうか？やはり教えをしっかりと理解してもらおうという本質を踏まえながら、対応を考えるとこの事が重要です。

袖山 五重相伝にしてもそうですが、いかにお念仏を唱える環境を整えるかは大切ですね。教義的な理由から絶対に変えてはならないこともあるかもしれませんが、そうでない

部分は支障になることがあれば柔軟に考えればいいし、出来うる工夫があるのであればしていく必要があると思います。

西城 これから浄土宗教師になるという気持ちを阻害しないような環境を整える必要はあると思います。そういう意味では今一度、浄土宗における相伝の本質を見据えて考えることも必要となってくるかもしれません。

石田 両先生が仰る通り、道場で一番大切なことは教えを学ぶことだと思います。その目的をより達成しやすくするという観点から個別の事案に対応するとよいと思います。そのような対応の積み重ねは、これから道場に参加するより多くの方々にとっても、有益なものになるのだと思います。

宮坂 法要での作法や道場での生活における伝統は重んじながら、やはり現代の様々な事情を考慮して、時代に即応したものを模索することが大切なのだと思います。それは決して伝統の否定ではなく、作法や道場を通じて伝えるべき教えや心をしっかりと受け取っ

でもらうためのものであり、伝統を現代に生かすための工夫なのだと思います。三先生、
本日はありがとうございました。

おわりに

浄土宗総合研究所では『総研叢書』を隔年で刊行しています。今回の第十集は「それぞれのがやき・LGBTを知る―極楽の蓮と六色の虹―」と題し、「LGBT」をテーマとしました。このタイトルは、本書をお読みいただければ、理解をしていただけたらと思います。このタイトルは、本書をお読みいただければ、理解をしていただけたらと思います。極楽に咲く色とりどりの蓮とLGBTのシンボルでもある六色の虹の旗とがながっているという思いから生れたものです。執筆陣には、総合研究所から今岡達雄副所長、戸松義晴主任研究員、袖山榮輝主任研究員、西城宗隆専任研究員、林田康順研究員、宮坂直樹研究員、工藤量導研究員、そして私が参加をしました。

また第一章では浄土真宗本願寺派教師である中平了悟先生にご参加をいただき、またインタビューの編集を笠倉奈津さんにお願いしました。お二人のご協力には心より感謝いたします。

中平先生には妹尾陽さんと特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ大阪スタッフの橋本竜二さんをご紹介いただき、お二人の原稿を掲載できたことは本書にとって大変意義深いものでした。さらに浄土宗教師の当事者の方からもご寄稿をいただき、改めてこのテーマ

の身近さを感じる事ができました。

今回のテーマは現代的でもあり、社会的にも話題となっているLGBTであります。総合研究所にはその専門家はいません。それでもこのテーマを採用することに、異論は起りませんでした。このことについて知識を広げる必要性を共有していたからだと思いません。

私たちの中に専門家が不在でしたので、私たち自身がお寺を護持するなかで起こりうること、また浄土宗教師の中にもそのような方々がいることを想定し、それをインタビュー形式の原稿として提示することで、読み手の皆様とともにこの話題を考えたいという思いで本書の編集を行いました。

編集作業を通じて感じたことは、当たり前のことですが、人は一人一人みんな違う人間だということです。そして、それぞれが幸せに生きたいと思っています。今、私は、すべての宗教者にとって、そのような個人個人の思いを受け止め、その一人一人と向き合いながら関係性を築き、その人が苦しい時には、その言葉に耳を傾け、寄り添っていくことが、大切な役目であると思っています。そのような営みを通して、私たちが、お寺を安心して足を運ぶことができる場所に、誰もがありのままにいられる空間にすることができれば、

そこで伝えられるお念仏の教えは、自然と人々の胸の奥まで届くものになるのではないでしょうか。

もちろん私たちが生きる世界を、さまざまな蓮がそれぞれの光を放つ極楽浄土とまったく同じようにすることはできません。しかし、性的多様性の象徴である六色の虹が、より鮮やかに輝くためにできることがあることも事実でしょう。

本書が、私たち浄土宗教師が性の問題で悩み苦しむ人々の事をしっかりと考えるための参考となり、また性的少数者の方々も穏やかな気持ちでお参りできる場所にするためのきっかけとなることを願っています。

平成三十年三月

『総研叢書』企画編集担当 浄土宗総合研究所研究員 石田一裕

総研叢書 第10集

それぞれのかがやき
：LGBTを知る
極楽の蓮と六色の虹

平成30年3月31日 発行

編集 浄土宗総合研究所
印刷 株式会社共立社印刷所
発行 浄土宗

浄土宗宗務庁

〒605-0062 京都府京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-2200(代)

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

TEL 03-3436-3700(代)

<https://jodo.or.jp/>

浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

TEL 03-5472-6571(代)

<http://jsri.jodo.or.jp/>